

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2025年4月1日
(第14期)	至	2026年3月31日

株式会社じもとホールディングス

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

(E26686)

目次

	頁
表紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 沿革	5
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	8
第2 事業の状況	9
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	9
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	11
3. 事業等のリスク	14
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	18
5. 重要な契約等	36
6. 研究開発活動	36
第3 設備の状況	37
1. 設備投資等の概要	37
2. 主要な設備の状況	38
3. 設備の新設、除却等の計画	39
第4 提出会社の状況	40
1. 株式等の状況	40
(1) 株式の総数等	40
(2) 新株予約権等の状況	65
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	66
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	68
(5) 所有者別状況	69
(6) 大株主の状況	71
(7) 議決権の状況	73
(8) 役員・従業員株式所有制度の内容	74
2. 自己株式の取得等の状況	75
3. 配当政策	76
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	77
5. 従業員の状況等	101
第5 経理の状況	104
1. 連結財務諸表等	105
(1) 連結財務諸表	105
① 連結貸借対照表	105
② 連結損益計算書及び連結包括利益計算書	107
③ 連結株主資本等変動計算書	109
④ 連結キャッシュ・フロー計算書	111
⑤ 連結附属明細表	161
(2) その他	162
2. 財務諸表等	163
(1) 財務諸表	163
① 貸借対照表	163
② 損益計算書	165
③ 株主資本等変動計算書	166
④ 附属明細表	171
(2) 主な資産及び負債の内容	172
(3) その他	173
第6 提出会社の株式事務の概要	174
第7 提出会社の参考情報	175
1. 提出会社の親会社等の情報	175
2. その他の参考情報	175
第二部 提出会社の保証会社等の情報	176

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月18日
【事業年度】	第14期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	株式会社じもとホールディングス
【英訳名】	Jimoto Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂爪 敏雄
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【電話番号】	022（722）0011（代表）
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 菅原 正宏
【最寄りの連絡場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【電話番号】	022（722）0011（代表）
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 菅原 正宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
		(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)	(自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日)	(自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日)	(自 2024年 4月1日 至 2025年 3月31日)	(自 2025年 4月1日 至 2026年 3月31日)
連結経常収益	百万円	40,207	37,435	37,942	38,274	44,080
連結経常利益（△は連結経常損失）	百万円	4,486	△4,297	△22,329	2,130	3,159
親会社株主に帰属する当期純利益（△は親会社株主に帰属する当期純損失）	百万円	2,585	△7,082	△23,462	1,563	2,584
連結包括利益	百万円	△14,758	△22,520	△13,835	△966	5,235
連結純資産額	百万円	100,898	77,730	83,626	82,670	87,744
連結総資産額	百万円	2,698,662	2,659,272	2,680,825	2,476,647	2,480,836
1株当たり純資産額	円	1,889.22	810.27	201.72	166.67	350.77
1株当たり当期純利益（△は1株当たり当期純損失）	円	108.29	△342.52	△1,023.15	58.15	89.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	25.29	—	—	7.59	12.89
自己資本比率	%	3.73	2.91	3.11	3.32	3.52
連結自己資本利益率	%	2.38	△7.94	△29.16	1.88	3.04
連結株価収益率	倍	5.73	—	—	6.08	5.27
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	28,964	△19,967	△13,850	△190,230	△19,644
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△7,983	19,549	129,915	△40	15,138
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△698	△656	19,642	△73	△178
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	222,299	221,224	356,932	166,587	161,902
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,610 [406]	1,504 [364]	1,418 [320]	1,385 [294]	1,380 [267]

- (注) 1. 「1株当たり純資産額」の算定上、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
また、「1株当たり当期純利益（△は1株当たり当期純損失）」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 2022年度及び2023年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末非支配株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 2022年度及び2023年度の連結株価収益率は、1株当たり当期純損失が計上されているので、記載しておりません。

(2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
営業収益	百万円	854	615	672	369	465
経常利益	百万円	498	263	306	25	135
当期純利益	百万円	488	254	294	16	126
資本金	百万円	18,750	18,750	28,733	28,733	28,733
発行済株式総数						
普通株式		21,540	21,540	26,840	26,840	26,840
B種優先株式	千株	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
C種優先株式		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
D種優先株式		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
E種優先株式		—	—	18,000	18,000	18,000
純資産額	百万円	98,398	98,007	118,030	118,056	118,013
総資産額	百万円	98,467	98,068	118,085	118,106	118,053
1株当たり純資産額	円	1,783.25	1,766.68	1,497.00	1,497.08	1,491.73
1株当たり配当額						
普通株式		20.00	12.50	0.00	5.00	5.00
(内1株当たり中間配当額)		(10.00)	(7.50)	(0.00)	(0.00)	(0.00)
B種優先株式		0.00	0.23	0.00	0.23	5.31
(内1株当たり中間配当額)		(0.00)	(0.11)	(0.00)	(0.00)	(0.00)
C種優先株式	円	26.12	26.20	0.00	0.20	4.60
(内1株当たり中間配当額)	(円)	(13.06)	(13.10)	(0.00)	(0.00)	(0.00)
D種優先株式		0.00	0.20	0.00	0.20	4.60
(内1株当たり中間配当額)		(0.00)	(0.10)	(0.00)	(0.00)	(0.00)
E種優先株式		—	—	0.00	0.10	2.30
(内1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(0.00)	(0.00)	(0.00)
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円	10.60	△0.54	12.82	0.31	△1.97
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	3.13	—	1.81	0.07	—
自己資本比率	%	99.92	99.93	99.95	99.95	99.96
自己資本利益率	%	0.49	0.25	0.27	0.01	0.10
株価収益率	倍	58.58	—	47.42	1,141.93	—
配当性向	%	188.67	—	—	1,612.90	—
従業員数	人	3	3	2	2	2
[外、平均臨時従業員数]		[—]	[—]	[—]	[—]	[—]
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX業 種別指数(銀行業))	%	80.6 (111.4)	53.0 (137.9)	80.5 (238.2)	49.2 (305.7)	64.9 (443.1)
最高株価	円	719	629	734	609	624
最低株価	円	576	381	358	248	263

- (注) 1. 「1株当たり純資産額」の算定上、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
- また、「1株当たり当期純利益（△は1株当たり当期純損失）」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 第11期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 第11期及び第14期の株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失が計上されているので、記載しておりません。
5. 第12期の配当性向については、無配であるため記載しておりません。
6. 最高株価及び最低株価は、第11期より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものです。
7. 第14期の1株当たり配当額については、2026年6月25日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。

2 【沿革】

2010年10月	株式会社きらやか銀行と株式会社仙台銀行（以下、総称して「両行」という。）は、2011年10月を目途に経営統合を行うことについて、「経営統合の検討開始に関する基本合意書」を締結
2011年4月	両行は、2011年3月11日に発生した「東日本大震災」の影響により、経営統合の時期を暫時延期することを合意
2012年4月	両行は、「経営統合合意書」を締結するとともに、共同で「株式移転計画書」を作成
2012年6月	両行の定時株主総会及び各種種類株主総会において、両行が共同株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて承認決議
2012年9月	両行が共同して、金融庁より銀行持株会社の設立等に関わる認可を取得
2012年10月	両行が共同株式移転により当社を設立 東京証券取引所市場第一部に上場
2012年12月	A種優先株式200億円を取得・消却するとともに、金融機能強化法（震災特例）に基づくC種優先株式200億円及びD種優先株式100億円を発行
2019年6月	監査等委員会設置会社へ移行
2020年1月	株式会社仙台銀行100%出資子会社「株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング」設立
2020年6月	株式会社きらやか銀行と株式会社仙台銀行が監査等委員会設置会社へ移行
2020年11月	SBIホールディングス株式会社と資本業務提携契約を締結
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からスタンダード市場に移行
2023年9月	金融機能強化法（コロナ特例）に基づくE種優先株式180億円を発行
2023年12月	SBI地銀ホールディングス株式会社に対する第三者割当による普通株式19.6億円を発行
2024年4月	株式会社きらやか銀行持分法適用会社である株式会社富士通山形インフォテクノの全株式を取得して完全子会社化、社名を株式会社Jimotecへ変更
2024年9月	金融機能強化法（震災特例）に基づくC種優先株式200億円の返済期日を2037年9月に変更

3【事業の内容】

当社及び当社の関係会社は、当社、連結子会社8社で構成され、銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っております。

当社及び当社の関係会社の事業に係る位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1 (1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

〔銀行業〕

株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、公共債・投資信託・保険の窓販業務、社債受託及び登録業務等を行い、これらの業務の取引推進に積極的に取り組んでおり、中核業務と位置づけております。

また、当社において経営管理業務などを行っております。

〔リース業〕

連結子会社である株式会社きらやか銀行及びきらやかリース株式会社においては、リース業務等を行っております。

〔その他〕

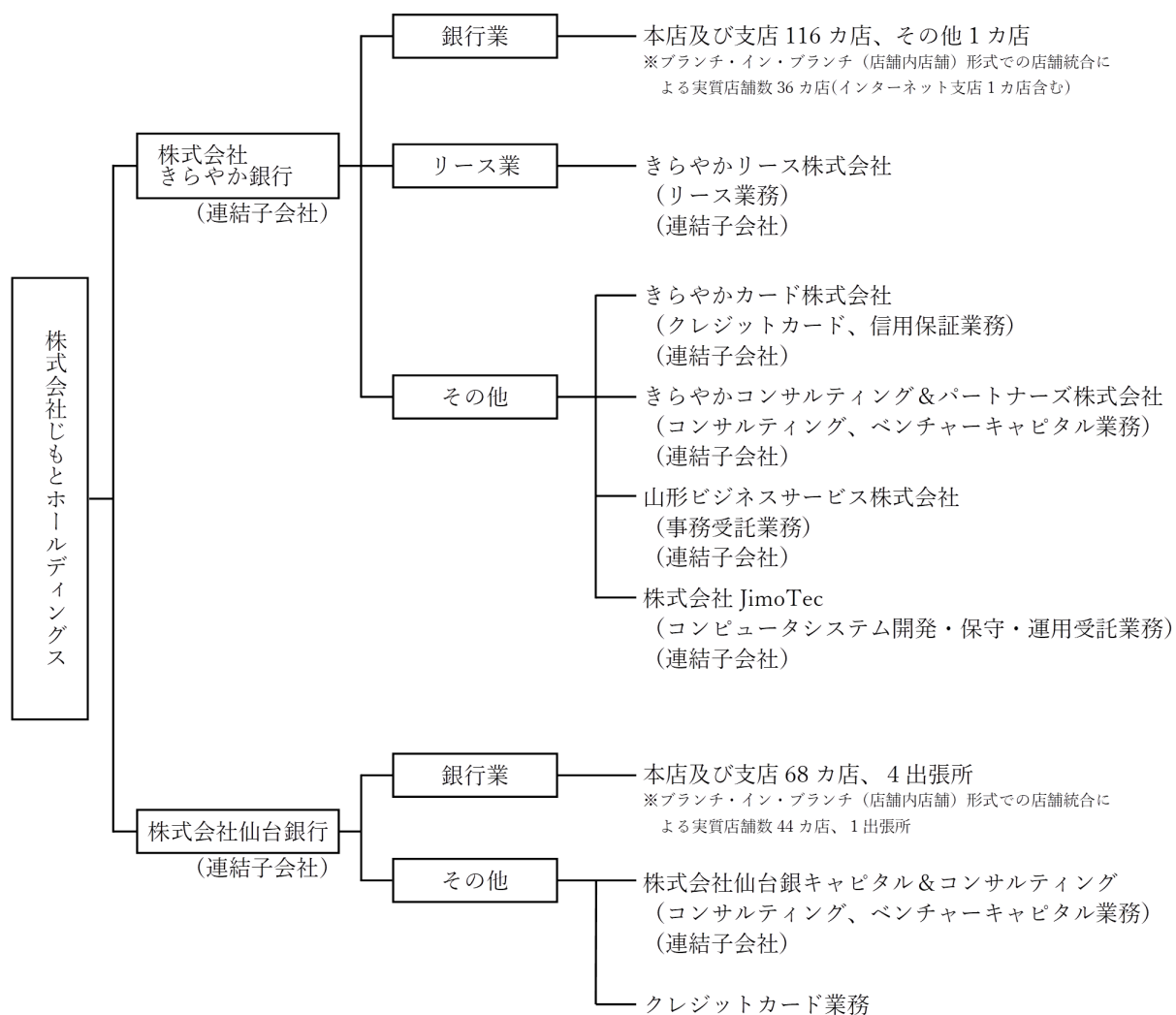
連結子会社5社においてクレジットカード及び信用保証業務、コンサルティング及びベンチャーキャピタル業務、事務受託業務、コンピュータシステム開発・保守・運用受託業務を行っております。

また、株式会社仙台銀行は一部でクレジットカード業務を行っております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(2026年3月31日現在)



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社)									
株式会社きらやか銀行	山形県 山形市	24,000	銀行業	100.0 (-) [-]	5 (5)	—	経営管理 預金取引関係	当社より建物の一部を賃借	—
株式会社仙台銀行	仙台市 青葉区	22,735	銀行業	100.0 (-) [-]	4 (4)	—	経営管理 預金取引関係	当社より建物の一部を賃借 当社に建物の一部を賃貸	—
きらやかリース株式会社	山形県 山形市	80	リース業	98.0 (98.0) [-]	1 (1)	—	—	—	—
きらやかカード株式会社	山形県 山形市	30	その他	100.0 (100.0) [-]	1 (1)	—	—	—	—
きらやかコンサルティング & パートナーズ株式会社	山形県 山形市	30	その他	55.0 (55.0) [-]	2 (2)	—	—	—	—
山形ビジネスサービス株式会社	山形県 山形市	10	その他	100.0 (100.0) [-]	1 (1)	—	—	—	—
株式会社仙台銀キャピタル & コンサルティング	仙台市 青葉区	50	その他	100.0 (100.0) [-]	— (-)	—	—	—	—
株式会社 J i m o T e c	山形県 山形市	60	その他	100.0 (100.0) [-]	1 (1)	—	—	—	—
(その他の関係会社)									
S B I ホールディングス株式会社	東京都 港区	238,019	—	被所有 34.54 (34.54) [-]	— (-)	—	—	—	資本業務 提携
S B I 地銀ホールディングス株式会社	東京都 港区	100	—	被所有 33.86 (-) [-]	1 (1)	—	—	—	—

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行であります。
3. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社はSBIホールディングス株式会社であります。
4. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（ ）内は子会社による間接所有の割合（内書き）、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）であります。
5. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当社の役員（内書き）であります。
6. 上記関係会社のうち、株式会社きらやか銀行、株式会社仙台銀行及びきらやかリース株式会社は、当連結会計年度における経常収益（連結会社相互間の内部経常収益を除く。）の連結経常収益に占める割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等

	経常収益 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
株式会社きらやか銀行	19,348	1,679	1,464	46,626	1,179,704
株式会社仙台銀行	19,132	1,321	1,101	42,277	1,295,013
きらやかリース株式会社	5,381	97	29	2,441	14,290

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、次のとおりであります。

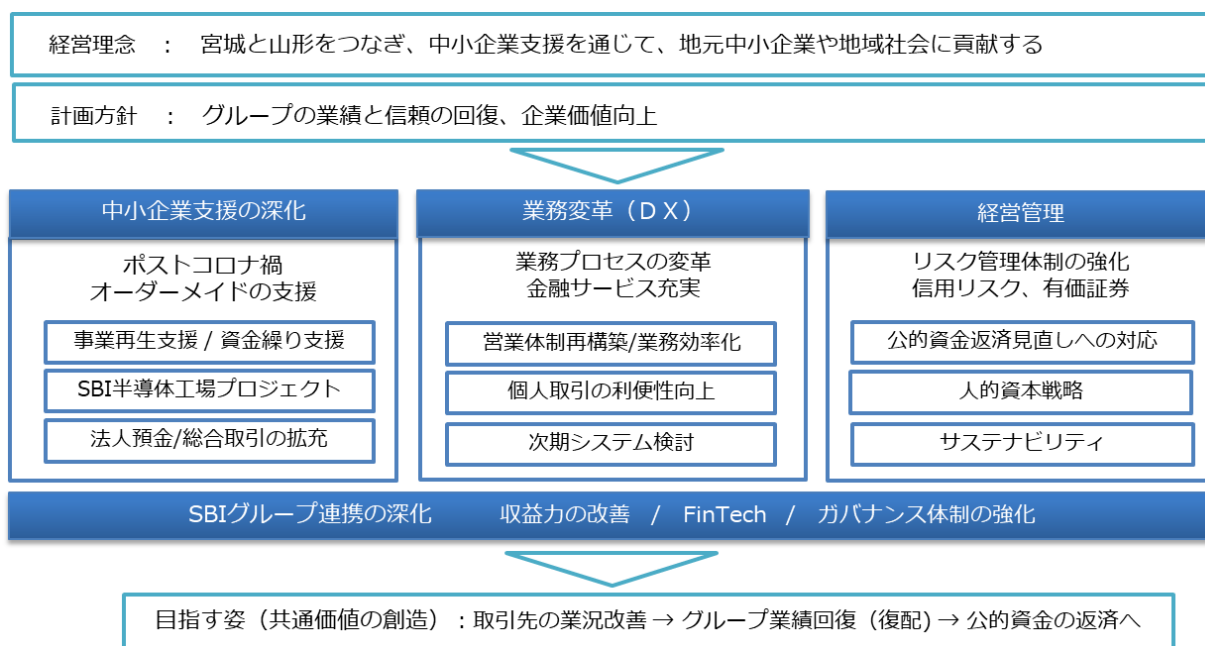
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループでは、経営理念である「宮城と山形をつなぎ、中小企業支援を通じて、地元中小企業や地域社会に貢献する」のもと、中期経営計画の「中小企業支援の深化」、「業務変革（DX）」、「経営管理」の主要施策について、資本業務提携先であるSBIグループとの連携を積極的に活用して取り組んでまいります。

(2) 経営戦略等、目指す姿

上記、取り組みを通じて、取引先の業況改善、グループ業績回復、公的資金返済へつなげる「共通価値の創造」の実現を目指してまいります。



また、ステークホルダーが当社グループへ期待すること、中期経営計画で実現することを明確にし、ステークホルダー目線で施策を実行してまいります。

前計画での出来事	ステークホルダー	じもとグループへの期待	本計画で実現すること
コロナ特例公的資金受入れ 大口取引先の倒産 多額の赤字決算・無配 公的資金返済の見直し SBI半導体工場プロジェクト 女性職員が多分野で活躍 性別・経歴等に係らない人材登用	中小企業 個人利用者 投資家株主 従業員	<共通事項> 自社への経営支援 新たなビジネス機会 着実な業績回復 経営の安定化 経営の自律性 回復 将来の経営方針 具体化、明確化 株価の回復 SBI提携の効果発揮 環境問題等への貢献 多様な自己実現機会 一層の業務変革	・オーダーメイドの企業支援 ・SBI半導体工場の地域波及効果 ・地域の創業支援へ注力 ・SBIのシステム、サービス導入 ・電子契約、スマホ取引の拡充 ・資産運用、相続のコンサル相談充実 ・黒字回復、復配、PBR・ROEの改善 ・半導体工場効果、ガバナンス強化 ・サステナブルファイナンス強化 ・若手職員、女性職員の活躍と抜擢 ・シニア世代のノウハウ活用 ・適正人員配置、DX活用の拡大

（３）経営環境

当連結会計年度のわが国経済は、一部に足踏みが残るものの、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられ、企業収益も米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかな改善の動きがみられました。一方、中東情勢の緊迫した状態が長期化することで、原油価格高騰などの影響が懸念されております。また、金融面では、日本銀行の政策金利引き上げにより、金利のある世界が復活し、地域金融機関の経営環境が大きく変化しました。

当社グループの営業エリアである宮城県、山形県経済においては、住宅投資に弱い動きが見られましたが、個人消費や設備投資に持ち直しの動きが続きました。また、宮城県大衡村への半導体工場建設については、宮城県とSBIグループが、引き続き、半導体関連事業の誘致と関連産業の振興に取り組んでおります。

（４）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

＜きらやか銀行の経営再建＞

きらやか銀行は、2024年３月期において、多額の与信関係費用と有価証券関係損失を計上し、過去最大244億円の赤字決算となりました。また、当初2024年９月に予定していた公的資金200億円（当社Ｃ種優先株式、震災特例）の返済については、国との協議、臨時株主総会の承認を経て、13年延長することになりました。

同行は、この一連の経営責任を明確にするため、同年９月に経営陣を一新し、役職員が経営再建に向けて全力で取り組んでおります。

赤字決算の主因となった信用リスク管理については、企業支援やリスク管理の外部専門家、仙台銀行の審査担当役員を招き、企業支援体制や貸出審査体制の再構築を図りました。さらには、取引先への訪問活動を徹底し、経営支援や事業整理等を的確にサポートすることで信用リスクの抑制に努めております。

また、同行の新経営陣は、職員との面談と対話を重視し、経営再建に向けた様々な意見やアイデアを募って実践するなど、組織風土の改革を進めております。

じもとホールディングスと仙台銀行は、同行のこれらの取り組みをこれからも支援し、着実な経営再建と信頼回復に向けて取り組んでまいります。

＜中小企業支援と公的資金返済＞

きらやか銀行では、2024年９月に返済期日を13年延長した公的資金200億円（当社Ｃ種優先株式、震災特例）を含めて480億円の公的資金を受入れております。また、仙台銀行でも公的資金300億円を受入れており、当社グループでは総額780億円の公的資金を受入れております。

当社グループは、引き続き、公的資金の目的である地元中小企業への円滑な金融支援に取り組み、地元経済の発展に貢献してまいります。これらを通じて当社グループの信頼回復と業績改善につなげ、公的資金の返済に向けた利益剰余金の積上げに努めてまいります。

＜次期勘定系システム更新対応＞

金融テクノロジーの進展、地域社会の人口減少の加速など、地域金融機関を取り巻く経営環境が大きく変化する中、当社グループはSBIグループと連携して、新たな金融サービスの提供を進め、コンサルティング機能をさらに発揮するとともに一層の経営効率化を進めてまいります。

こうした経営課題に的確かつ迅速に対応し、グループ全体の業務改革を進める観点から、SBIグループが提供する「地域金融機関向けクラウドベースの勘定系システム（以下、「次世代バンキングシステム」）を採用することを決定いたしました。

本システムは、SBI地方創生バンキングシステム株式会社とフューチャーアーキテクト株式会社が共同開発した勘定系システムです。アマゾンウェブサービス（AWS）上で設計・構築され、高い拡張性を実現し、オープンAPIを通じてアクセスチャネルの多様化を可能としております。また、新しいサービスの拡充や機能追加が低コストかつ短期間で実現でき、経営環境の変化に柔軟かつスピーディに対応が可能となります。

今後予定している次世代バンキングシステムへの更新に向けて対応してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

①サステナビリティ基本方針の制定

当社グループは、2021年12月に「サステナビリティ基本方針」を制定しております。

地域金融グループとして、「宮城と山形をつなぎ、本業支援を通じて、地元中小企業や地域に貢献する」ことを経営理念としております。この経営理念に基づく事業活動を通じて、取引先や地域社会の持続可能な発展に貢献し、併せて、当社グループの中長期的な企業価値の向上にもつなげていく「共通価値の創造」の実現を目指してまいります。

②TCFD提言への賛同について

当社グループは、気候変動などの地球環境問題に主体的に取り組むため、その一環としてTCFD提言への賛同を表明しております。引続き、環境問題等の課題解決に向けて主体的に取り組んでまいります。

③取締役会、経営会議の役割の明確化、サステナビリティ推進グループの設置

当社グループの取組状況等について、経営会議及び取締役会に報告、サステナビリティに関連するリスク及び機会を識別し、評価、監視する態勢を構築しております。

また、2022年4月にサステナビリティ推進グループを経営会議の下部組織として設置し、サステナビリティに係る事項全般、特にサステナブルファイナンス、気候変動リスク等の重点課題の企画、協議、関連部署との調整を行っております。

④PDCA、四半期毎のグループ集約等の取組み

サステナビリティ推進グループ事務局にて、中期経営計画のサステナビリティ関連に係る進捗を四半期毎にPDCA管理しております。各子銀行においては、経営企画部が全体を統括、管理し、気候変動リスクについては、経営企画部に加え、リスク統括部が全体を統括しております。

(2) 戦略

①サステナブルな社会実現に向けた投融資

サステナビリティ基本方針に基づき、取引先や地域社会の持続可能な発展に貢献する投融資業務に取り組むにあたり、「サステナビリティ投融資方針」を制定しました。サステナビリティ関連は投融資方針に従い、当社グループで積極的に対応してまいります。

<サステナビリティ投融資方針>

1. 積極的に取り組む企業や事業分野

当社グループは、取引先や地域社会の持続可能な発展にポジティブな影響をもたらす可能性の高い以下の企業や事業活動に対して、継続的かつ積極的に投融資を行い支援いたします。

- ・SDGs・ESGの趣旨に沿った経営を志向する企業及び事業活動
- ・地域企業の創業、イノベーション創出・成長・DX推進に取り組む企業及び事業活動
- ・再生可能エネルギーや省エネルギーなど、気候変動リスクの低減に取り組む企業及び事業活動
- ・脱プラスチックや森林資源保全など環境問題の解決に取り組む企業及び事業活動
- ・社会問題の解決に取り組む企業及び事業活動

2. ネガティブな影響の低減・回避

当社グループは、取引先や地域社会の持続可能な発展に極めて大きいネガティブな影響をもたらす可能性の高い以下の事業分野に対しては、原則、投融資を行いません。

ただし、例外的に取り組みを検討する場合は、国のエネルギー政策のほか、国際的なガイドラインなどを参考に、環境や地域社会への影響など個別案件ごとの背景や特性を十分に検討のうえ、慎重に対応いたします。

- ・新設の石炭火力発電事業
- ・原生林や生態系の破壊など環境への甚大な影響が懸念される森林伐採事業など
- ・人権侵害や強制労働が懸念されるパーム油農園開発事業など
- ・クラスター爆弾製造関連事業などの非人道的事業

②気候関連金融リスクへの対応

＜リスクと機会＞

気候変動リスクについては、移行リスクと物理的リスクを認識しております。

移行リスクについては、脱炭素社会に向けた移行の過程において、当社グループ取引先が規制強化や税制等の変更、新技術・設備への切替に伴うコスト増加の影響を受けることによる、信用リスクの増加を想定しています。

物理的リスクについては、気候変動によってもたらされる自然災害が、当社グループ取引先の事業活動へ悪影響を与え、それに伴う信用リスクの増加や不動産担保の毀損を想定しています。また、当社グループへの直接的な影響として、本社及び営業拠点の損傷等による営業中断、本部機能の停滞が発生するリスクがあると想定しています。

機会については、脱炭素社会の実現に向けた新たな分野の産業に対する投融資の増加、資金調達の多様化による取引先への支援強化や積極的な取り組みを支援する等のソリューション機会の増加を想定しております。

＜シナリオ分析＞

「物理的リスク」及び「移行リスク」について、それぞれのリスクが高まるシナリオを想定した分析を実施しており、分析手法の高度化に努めております。

気候変動リスクは、当社グループの事業運営や財務内容に影響を及ぼす重要なリスクの一つと認識し、引続き、適切な態勢を構築してまいります。

③人的資本関連

＜人材の多様性確保の考え方＞

当社グループは、全ての業務において、性別、国籍、学歴、入社時期等に関係なく、職員のキャリア形成を図り、能力を発揮できるよう、職員のワークライフバランスの向上、能力開発等に積極的に取り組み、優秀な人材を積極的に登用してまいります。多様性確保に向けた取り組みについては、下記方針に基づき、積極的に取り組んでまいります。

＜人材育成方針＞

当社グループは、銀行業務の拡大や働き方改革が進展する中、様々な選択肢を持った人事制度を構築し、性別や採用経緯等に関わりなく、多様な人材が活躍し、能力を発揮できるよう人材育成に取り組む方針としております。また、資本業務提携先であるSBIグループ等との人材交流に積極的に取り組み、多様なノウハウの吸収と人材育成に取り組む方針としております。

＜社内環境整備方針＞

当社グループは少子高齢化、コロナ禍による社会経済の急変、DXの進展、新業務の拡大等の環境変化が進展する中、スピード感のある業務変革に取り組む方針としております。多様な人材の活躍を促進するためには、これらの環境変化に対応し、性別等に関わりなく、働き甲斐と働きやすさ、自己実現ができる環境を整備することが必要と考えております。こうした観点から、当社グループは「育児や介護との両立支援」や「新たな働き方・人材育成」の環境整備を一体で進めております。

(3) リスク管理

当社グループでは、経営環境の変化やサステナビリティ関連のリスクの多様化に、適切かつ柔軟に対応し、リスクの顕在化による事業への影響を最小限に抑えるため、管理態勢の構築の検討を進めております。

また、気候関連金融リスクが、当社グループの事業・財務に大きな影響を与えることを認識し、従来の統合リスク管理の枠組みに加えて、複合的に管理する体制の整備を検討してまいります。

(4) 指標及び目標

＜人的資本における多様性の確保に向けた自主的かつ測定可能な目標＞

当社グループでは下記のとおり、目標を設定しております。

当社の連結子会社であるきらやか銀行及び仙台銀行は、2026年3月末までに「管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合15%以上」を目標としておりました。

「管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合」の2026年3月末指標については、「第4提出会社の状況5従業員の状況等（2）従業員の状況④管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異」欄を参照願います。また、「管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合」は、新たに2031年3月末までにきらやか銀行では16%以上、仙台銀行では18%以上を目標としております。更なる多様性確保に向け、人材の育成に取り組んでまいります。

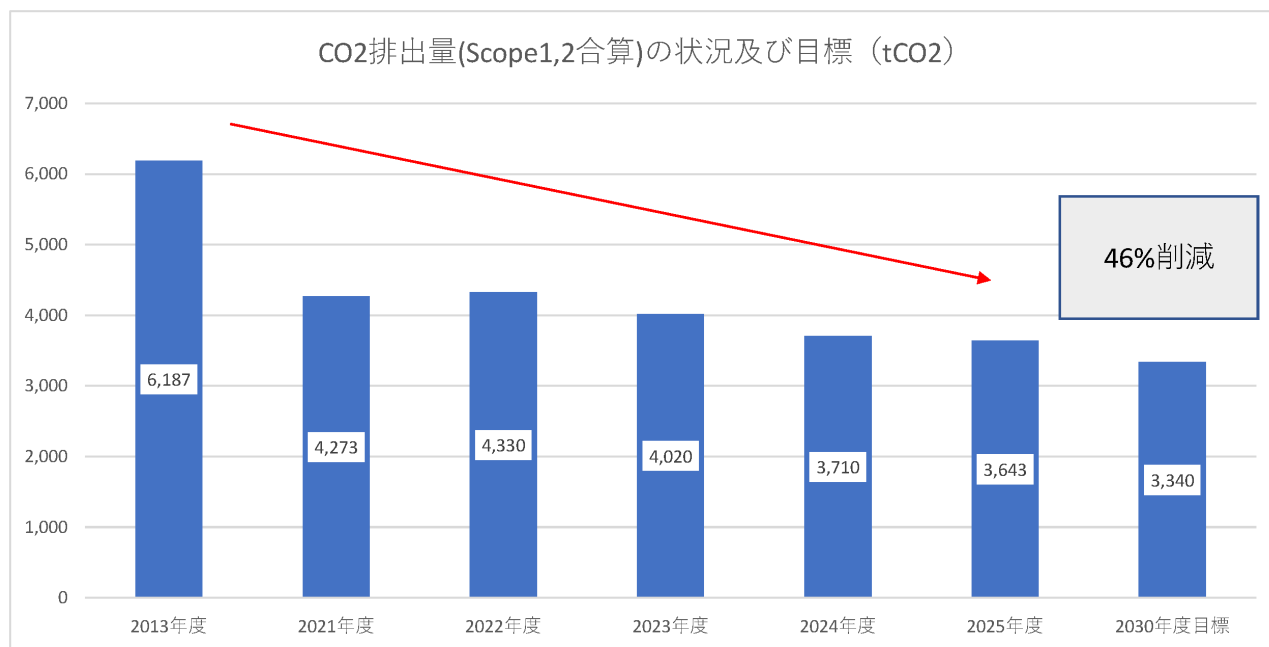
<サステナビリティ関連投融資の実行目標>

当社グループでは、2030年度までに1,000億円の実行を目指します。

サステナビリティ関連投融資 (2025年度累計実績 789億円)

<CO2排出量 (Scope1, Scope2) の削減目標>

当社グループでは、2030年度の子銀行合算のCO2排出量について、2013年度比46%削減を目標とし、取り組んでいます。なお、2025年度のCO2排出量は2013年度比41.1%削減しております。



業種	2013年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2030年度目標
CO2排出量 (tCO2) (Scope1, 2合算)	6,187	4,273	4,330	4,020	3,710	3,643	3,340
削減実績 (tCO2) (2013年度比)	—	△1,914	△1,857	△2,167	△2,477	△2,544	△2,847
削減実績 (2013年度比)	—	△30.9%	△30.0%	△35.0%	△40.0%	△41.1%	△46.0%

※ Scope1：事業者自らによる直接排出 Scope2：他社から供給された電気等の使用に伴う間接排出

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1)信用リスク

①リスクが顕在化した場合に経営成績等に与える影響の内容等

国内外の景気動向、不動産価格の変動、当社及び当社グループ企業(以下、「当社グループ」という。)のお取引先における経営状況の変動等により、不良債権及び与信関係費用が増加する可能性があります。

当社グループは、主に法人・個人及び地方公共団体等を中心としたお客様からの預金等を受け入れ、主に中小企業向け及び地方公共団体向け貸出や住宅ローン等で貸出しており、貸出先からの資金回収が困難になった場合や引当金が当初見込みより増加した場合、当社グループの経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

②リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対応策

中東情勢の緊迫化を背景とした原油価格高騰により、本邦をはじめとした世界経済の先行きに対する不確実性が著しく高まっております。エネルギー資源のほとんどを輸入に頼っているわが国の経済、とりわけ当社グループの主要取引先である中小企業に与える影響は大きいものと思われ、企業物価の高止まりが財務状況の悪化に繋がり、当該リスクが顕在化する可能性が相応にあるものと認識しております。

当社グループでは、「宮城と山形をつなぎ、中小企業支援を通じて、地元中小企業や地域社会に貢献する」という経営理念のもと、お取引先への資金繰り支援に加え、事業再生・成長支援等の十分なサポートをしております。また、特定の取引先や特定先のグループ、特定の業種等へ与信が集中することのないように小口分散化し、与信集中リスクを排除したポートフォリオを構築しているほか、個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など適切な信用リスク管理を行っております。

(2)市場リスク

①リスクが顕在化した場合に経営成績等に与える影響の内容等

当社グループの主要業務である有価証券投資及び国際業務等を通じて形成された当社グループの資産・負債は、金利や株価、為替レート等市場のリスクファクターの変動によって影響を受ける可能性があります。

具体的なリスクは以下のとおりです。

イ. 金利リスク

金利リスクとは、金利の変動に伴い損失を被るリスクです。

当社グループでは金利リスクを管理しながら慎重な運営を行っておりますが、資金運用と資金調達に金利または期間のミスマッチが存在している中で金利変動が発生した場合は、損失を被る可能性があります、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

ロ. 価格変動リスク

価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴い資産価値が減少するリスクです。

当社グループは株式等の有価証券を保有しており、大幅な株価下落等が発生した場合には、保有有価証券に減損または評価損が発生し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

ハ. 為替リスク

為替リスクとは、為替の変動に伴い、資産価値が減少するリスクです。

当社グループは、外貨建取引については為替リスクを管理しながら慎重な運営を行っておりますが、保有する外貨建資産・負債の為替リスクが相殺されないとき、または適切にヘッジされていないときに為替レートが変動した場合には損失を被る可能性があります、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

②リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクへの対応策

国内外の株式相場下落や国債をはじめとする市場性のある債券等の金利上昇に伴う価格の下落、及び為替相場の変動により評価損や実現損が発生するリスクが顕在化する可能性があります。

当社グループでは、市場リスクのリスク管理主管部署を市場関連業務の運営部門から独立した部署とし、市場関連業務のミドル・オフィスの機能を果たすこととし、また、市場関連業務の運営部門については、フロント・オフィスとバック・オフィスを部内において分離した組織体制とし相互牽制機能を果たす体制としております。

リスク管理手法としては、VaR等リスク量のモニタリングやストレステスト及びシミュレーション分析を行い、資産・負債が抱える市場リスクの状況把握を行っております。

また、過大な市場リスクを保有しないように、保有限度枠や損失限度枠を設定し、遵守状況をモニタリング

し、グループリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を機動的に行っております。

(3) その他顕在化するリスクは低いものの、想定されるリスク

その他顕在化するリスクは低いものの、想定されるリスクとしては以下のものがあります。

なお、いずれのリスクについても、個々のリスク毎に適切な管理態勢を構築し、顕在化しないよう管理しております。

①流動性リスク

当社グループは、適切な流動性管理に努めておりますが、当社グループの業績及び財務内容等が悪化した場合や、当社グループへの悪意のある風評が発生した場合、または本邦金融機関に大規模な金融システム不安が発生した場合などには、資金調達費用の増加や必要な資金を確保できなくなることを通じて、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

②災害等に係るリスク

当社グループは宮城県及び山形県を中心に事業を展開しており、お取引先のほか当社グループが保有する店舗や事務所、電算センター等の施設及び役職員は宮城県及び山形県に集中しております。

当社グループは、不測の事態に備えてコンティンジェンシープランを策定するなど危機管理対策を講じておりますが、宮城県及び山形県を含む広域、あるいは局地的な災害等が発生した場合、被害の程度によっては、お取引先を含む地域経済及び当社グループの施設及び役職員に甚大な被害が及ぶ可能性があり、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

③事務リスク

当社グループは、預金・為替・貸出などの銀行業務に加え、クレジットカード業務など幅広い業務を行っております。

これら多様な業務の遂行に際して、役職員による不正確な事務、あるいは不正や過失等に起因する不適切な事務が行われることなどにより、損失が発生し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

④システムリスク

当社グループは、基幹系システムをはじめとした様々なコンピュータシステムを利用し、業務を運営しております。コンピュータシステムの停止(大規模災害によるものを含む)または誤作動等の障害の発生、コンピュータの不正使用、サイバー攻撃等により情報の破壊や流出が発生した場合、業務の停止及びそれに伴う損害賠償、行政処分等により、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。とりわけ近年、我が国においてもサイバー攻撃事案が多発しておりますので、当社グループでもサイバーセキュリティ対策を強化してまいります。

⑤経営統合に関するリスク

当社は、2012年10月1日、株式会社きらやか銀行(以下、「きらやか銀行」という。)と株式会社仙台銀行(以下、「仙台銀行」という。)の共同株式移転により設立されました。

当社グループは、広域的な店舗・営業ネットワークを活かして、「お客様に喜ばれ、信頼され、『じもと』とともに進化・発展する新たな金融グループを創設する」ことを目指し、統合効果を最大限発揮すべく努力しております。

しかしながら、当初期待した統合効果を十分に発揮できないことにより、結果として当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

統合効果の十分な発揮を妨げる要因として以下の事項が考えられますが、これらに限られません。

- ・サービス・商品開発の遅れ、顧客との関係悪化、対外的信用の低下、効果的な人員・営業拠点配置の遅延、営業戦略の不統一を含む様々な要因により収益面における統合効果が実現できない可能性
- ・当社グループの経営統合に伴うサービス、商品、業務及び情報システム、営業拠点並びに従業員の再配置等により想定外の追加費用が発生する可能性
- ・当社グループの資産及び貸出債権等に関する会計基準、引当金計上方針、内部統制、並びに情報開示の方針及び手続きその他の基準を統一することによって、追加の与信関係費用その他の費用や損失が発生する可能性

⑥持株会社のリスク

当社は銀行持株会社であり、当社の収入の大部分は、当社が直接保有している銀行子会社から受領する配当金及び経営管理料に依存しております。一定の状況下では、様々な規制上の制限等により、当社の銀行子会社が当社に支払うことができる配当の金額が制限される可能性があります。また、銀行子会社が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当等を支払えない状況が生じた場合には、当社株主へ配当を支払えなくなる可能性があります。

⑦公的資金に関するリスク

当社は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づき公的資金による資本増強を行っており、これに伴い金融庁に対して「経営強化計画」を提出しておりますが、その履行状況によっては、金融庁より業務改善命令等の措置を受け、当社の業務運営に影響を及ぼす可能性があります。また、公的資金導入にあたり当社が株式会社整理回収機構を割当先として発行した各優先株式が普通株式へ転換された場合には、当社の発行済普通株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が発生する可能性があります。

⑧自己資本比率

当社グループは、海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率を「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（2006年金融庁告示第20号）に定められた第二基準（現時点では4%）以上、また、当社の銀行子会社は、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（2006年金融庁告示第19号）に定められた国内基準（現時点では4%）以上に維持することを求められておりますが、当社グループの自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、監督当局から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることになります。

当社グループ又は銀行子会社の自己資本比率に影響を与える主な要因としては以下のものがあります。

イ. 繰延税金資産

繰延税金資産は、現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来実現すると見込まれる税金負担額の軽減効果として貸借対照表に計上することが認められております。当社グループは、現時点において想定される金融経済環境等の様々な予測・仮定を前提に将来の課税所得を合理的に見積り計上しておりますが、実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産が減額された場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼし、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

ロ. その他

その他自己資本比率に影響を与える主な要因としては以下のものがあります。

- ・債務者の信用力悪化及び不良債権の処分に際して生じうる与信関係費用の増加
- ・有価証券ポートフォリオの価値の大幅な低下
- ・自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ・本項記載のその他の不利益な事態の展開

⑨コンプライアンスリスク

当社グループは、コンプライアンスを重要な経営課題として、コンプライアンス態勢の整備に努めておりますが、法令等遵守状況が不十分であった場合やそれに起因する訴訟等が提起された場合には、当社グループの評価に重大な影響を及ぼすとともに、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑩情報資産管理リスク

当社グループは、多数のお客様の情報及び経営情報を有しており、様々な安全管理措置等を講じるなど、その管理には万全を期しております。

しかしながら、万が一何らかの事由によりそれらの情報の漏洩、紛失、不正使用等が発生した場合には、当社グループの信用が失墜し、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑪退職給付債務に係るリスク

当社グループの年金資産の時価が下落した場合や、当社グループの年金資産の運用利回りが低下した場合、または予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。

また、年金制度の変更により未認識の過去勤務費用が発生する可能性があります。加えて、金融環境の変動その他の要因も年金の未積立債務及び年間積立額にマイナスの影響を与え、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑫固定資産減損に係るリスク

当社グループが保有する固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用しております。保有する固定資産は、市場価格の著しい下落、使用範囲又は方法の変更、収益性の低下等により固定資産の減損損失を計上することになる場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑬各種規制の変更リスク

当社グループは、現時点での各種規制に則り業務を遂行しておりますが、将来においてこれらの変更があった場合には、それらによって発生する事態が、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑭格付低下に係るリスク

当社グループは、格付機関から格付を取得しております。格付が引き下げられた場合、資金調達コストの上昇や市場からの資金調達が困難になるなど、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑮風評リスク

当社グループや金融業界に対する風評が、マスコミ報道やインターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかわらず、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑯地域経済の動向に影響を受けるリスク

当社グループは、宮城県及び山形県を中心とした東北地区を主要な営業基盤としております。地域経済が低迷あるいは悪化した場合、業容の拡大が図れないほか、信用リスクが増加するなど、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑰主要な事業の前提事項に関するリスク

当社の子会社であるきらやか銀行及び仙台銀行は、銀行法第4条第1項の規定に基づき、銀行業の免許を受け、銀行業を営んでおります。銀行業の免許には、有効期間その他の期限は法令等で定められておりませんが、銀行法第26条、第27条及び第28条に規定された要件に該当した場合には、業務の停止又は免許の取消等が命ぜられることがあります。

現時点において、きらやか銀行及び仙台銀行ともにこれらの事由に該当する事実はないと認識しております。

しかしながら、将来、何らかの事由により前述の業務の停止又は免許の取消等があった場合には、きらやか銀行及び仙台銀行の主要な事業活動に支障をきたすとともに、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度末の連結財政状態については、資産は前連結会計年度末比41億円増加の2兆4,808億円、負債は前連結会計年度末比8億円減少の2兆3,930億円となりました。純資産は前連結会計年度末比50億円増加の877億円となりました。

主な勘定残高については、貸出金残高は、消費者ローン（住宅ローン等）の増加などから前連結会計年度末比178億円増加の1兆9,410億円となりました。預金残高（譲渡性預金含む）は、個人預金、法人預金が増加したことから、前連結会計年度末比27億円増加の2兆2,859億円となりました。有価証券残高は、運用によって生み出される利益を充当することなどにより、評価損の中長期的な解消に取り組んでいることなどから、前連結会計年度末比129億円減少の3,496億円となりました。

なお、当社グループの中核的企業である子会社のうち、きらやか銀行単体の当事業年度末における貸出金残高は、前事業年度末比110億円減少の9,509億円、預金残高（譲渡性預金含む）は、前事業年度末比32億円増加の1兆1,006億円となりました。仙台銀行単体の当事業年度末における貸出金残高は、前事業年度末比295億円増加の9,932億円、預金残高（譲渡性預金含む）は、前事業年度末比7億円減少の1兆1,873億円となりました。

当連結会計年度における当社グループの経常収益は、貸出金利息が増加したことなどから、前連結会計年度比58億6百万円増加の440億80百万円となりました。経常費用は、預金利息が増加したことなどから、前連結会計年度比47億77百万円増加の409億21百万円となりました。その結果、経常利益は、前連結会計年度比10億28百万円増加の31億59百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比10億21百万円増加の25億84百万円となりました。

当連結会計年度のセグメント別の業績は以下のとおりです。

銀行業は、経常収益が前連結会計年度比58億10百万円増加の374億42百万円、セグメント利益は前連結会計年度比11億56百万円増加の28億55百万円となりました。

リース業は、経常収益が前連結会計年度比67百万円減少の62億17百万円、セグメント利益は前連結会計年度比1億46百万円減少の2億50百万円となりました。

銀行業、リース業を除くその他は、経常収益が前連結会計年度比18百万円減少の14億6百万円、セグメント利益は前連結会計年度比18百万円増加の54百万円となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は1,619億2百万円と前連結会計年度末と比べ46億85百万円（2.8%）の減少となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

・営業活動によるキャッシュ・フロー

貸出金の増加による流出が178億95百万円、預金の増加による流入が344億10百万円、譲渡性預金の減少による流出が317億円、借入金の減少による流出が121億61百万円ありました。

これらにより営業活動によるキャッシュ・フローは196億44百万円の流出（前連結会計年度比1,705億85百万円の支出減少）となりました。

・投資活動によるキャッシュ・フロー

有価証券の取得による流出が404億41百万円、売却による流入が123億47百万円、償還による流入が435億58百万円ありました。

これらにより投資活動によるキャッシュ・フローは151億38百万円の流入（前連結会計年度比151億79百万円の収入増加）となりました。

・財務活動によるキャッシュ・フロー

配当金の支払による流出が1億41百万円ありました。

これらにより財務活動によるキャッシュ・フローは1億78百万円の流出（前連結会計年度比1億5百万円の支出増加）となりました。

③生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行持株会社における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積りに用いた仮定

当社が連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは以下の通りであります。

・貸倒引当金の計上

当社グループにおける貸出金、支払承諾見返等の債権の残高は多額であり、経営成績等に対する影響が大きいため、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は次のとおりであります。

i) 財政状態の分析

当連結会計年度末の連結財政状態については、資産は前連結会計年度末比41億円増加の2兆4,808億円、負債は前連結会計年度末比8億円減少の2兆3,930億円となりました。純資産は前連結会計年度末比50億円増加の877億円となりました。

主な勘定残高については、貸出金残高は、消費者ローン（住宅ローン等）の増加などから前連結会計年度末比178億円増加の1兆9,410億円となりました。

（単位：百万円）

	2025年3月31日 (B)	2026年3月31日 (A)	増減 (A)-(B)
貸出金（連結）	1,923,147	1,941,043	17,895
貸出金（2行合算）	1,925,733	1,944,192	18,459
うち中小企業向け貸出	1,080,889	1,075,789	△5,099
うち消費者ローン	656,881	686,035	29,154
うち地方公共団体向け貸出	83,613	80,039	△3,573

預金残高（譲渡性預金含む）は、個人預金、法人預金が増加したことから、前連結会計年度末比27億円増加の2兆2,859億円となりました。

（単位：百万円）

	2025年3月31日 (B)	2026年3月31日 (A)	増減 (A)-(B)
預金＋譲渡性預金（連結）	2,283,242	2,285,952	2,710
預金＋譲渡性預金（2行合算）	2,285,609	2,288,038	2,429
うち個人預金	1,477,873	1,498,769	20,895
うち法人預金	622,706	637,619	14,912
うち公金預金	176,806	148,832	△27,973

有価証券残高は、運用によって生み出される利益を充当することなどにより、評価損の中長期的な解消に取り組んでいることなどから、前連結会計年度末比129億円減少の3,496億円となりました。

（単位：百万円）

	2025年3月31日 (B)	2026年3月31日 (A)	増減 (A)-(B)
有価証券（連結）	362,619	349,666	△12,952
有価証券（2行合算）	366,746	353,881	△12,864
うち国債	29,031	46,844	17,812
うち地方債	35,724	24,636	△11,087
うち社債	51,763	50,661	△1,102
うち株式	10,719	12,542	1,823
うちその他証券	239,507	219,196	△20,310

ii) 経営成績の分析

資金運用収支は、貸出金利息が増加したことなどから、前連結会計年度比17億78百万円増加の249億5百万円となりました。

役務取引等収支は、前連結会計年度比1億73百万円減少の25億71百万円となりました。

その他業務収支は、前連結会計年度比9億11百万円減少の△9億57百万円となりました。

以上の結果、経常損益は、前連結会計年度比10億28百万円増加の31億59百万円の利益、親会社株主に帰属する当期純損益は、前連結会計年度比10億21百万円増加の25億84百万円の利益となりました。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (B)	当連結会計年度 (A)	増減 (A)－(B)
連結経常収益	38,274	44,080	5,806
連結業務粗利益	25,826	26,519	692
資金運用収支	23,127	24,905	1,778
役務取引等収支	2,745	2,571	△173
その他業務収支	△45	△957	△911
営業経費	21,989	22,401	411
貸倒償却引当費用	1,988	2,206	218
株式等関係損益	△261	787	1,049
その他損益	543	459	△84
経常利益	2,130	3,159	1,028
特別損益	△144	189	333
税金等調整前当期純利益	1,985	3,348	1,362
法人税等合計	450	768	317
法人税、住民税及び事業税	525	611	85
法人税等調整額	△74	157	232
当期純利益	1,535	2,579	1,044
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△28	△5	22
親会社株主に帰属する当期純利益	1,563	2,584	1,021

iii) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

iv) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

また、不良債権処理については、個別貸倒引当金繰入額が前連結会計年度比11億50百万円増加したこと等により、貸倒償却引当費用は前連結会計年度比2億18百万円増加の22億6百万円となりました。

株式等関係損益については、株式等売却益が前連結会計年度比6億62百万円増加したこと等により、前連結会計年度比10億49百万円増加の7億87百万円となりました。

v) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの中核事業は銀行業であることから、資金調達手段は主に預金であり、資金運用手段は主に貸出金、有価証券であります。当連結会計年度の現金及び現金同等物の期首残高は1,665億87百万円であります。営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加及び譲渡性預金の減少による流出等により196億44百万円の流出、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による流出及び有価証券の売却・償還による流入等により151億38百万円の流入、財務活動によるキャッシュ・フローは配当金の支払による流出等により1億78百万円の流出となったことから、期中現金及び現金同等物は46億85百万円減少して、現金及び現金同等物の期末残高は1,619億2百万円となっております。

また、当社グループは、現在及び将来の事業活動のために適切な水準の流動性を維持することが重要だと認識しております。このため、グループリスク管理委員会等のモニタリングを通じて、市場環境、資金繰り状況、流動性確保状況等を勘案した、適切な資金管理を行っております。

なお、当面の設備投資や株主還元等は、自己資金で対応する予定であります。

vi) 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

中期経営計画（2024年4月～2027年3月）のうち2026年3月期の主要計数目標及び達成状況は次のとおりであります。

2024年4月よりスタートした中期経営計画の進捗は、コア業務純益が計画比8億円増加の54億円、親会社株主に帰属する当期純利益は計画比9億円増加の25億円となりました。

		2026年3月期 (計画)	2026年3月期 (実績)	2026年3月期 (計画比)
コア業務純益(※1)(※2)	億円	45	54	8
経常利益	億円	23	31	8
親会社株主に帰属する当期純利益	億円	16	25	9
貸出金平残(※1)	億円	19,546	19,250	△296
預金平残(※1)	億円	23,740	23,528	△211
ROE(※1)(※3)	%	1.5	2.5	0.9
自己資本比率	%	7.2程度	8.02	0.7程度
コアOHR(※1)(※4)	%	82.5	80.1	△2.3
顧客向けサービス業務利益(※1)(※5)	億円	36	44	8

(※1) 2行合算

(※2) コア業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益

(※3) ROE＝親会社株主に帰属する当期純利益÷自己資本（普通株式＋優先株式）×100

(※4) コアOHR＝経費÷コア業務粗利益×100

(※5) 顧客向けサービス業務利益＝貸出残高×預貸金利回差＋役務取引等利益－営業経費

(3) 国内業務部門・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支は前連結会計年度比17億78百万円増加の249億5百万円、役務取引等収支は前連結会計年度比1億73百万円減少の25億71百万円、その他業務収支は前連結会計年度比9億11百万円減少の△9億57百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	23,098	29	—	23,127
	当連結会計年度	24,882	23	—	24,905
うち資金運用収益	前連結会計年度	24,946	32	2	24,976
	当連結会計年度	30,297	32	8	30,321
うち資金調達費用	前連結会計年度	1,848	2	2	1,848
	当連結会計年度	5,415	8	8	5,415
役務取引等収支	前連結会計年度	2,745	0	—	2,745
	当連結会計年度	2,571	—	—	2,571
うち役務取引等収益	前連結会計年度	6,623	0	—	6,623
	当連結会計年度	6,478	—	—	6,478
うち役務取引等費用	前連結会計年度	3,878	—	—	3,878
	当連結会計年度	3,907	—	—	3,907
その他業務収支	前連結会計年度	△46	0	—	△45
	当連結会計年度	△957	—	—	△957
うちその他業務収益	前連結会計年度	1,091	0	—	1,091
	当連結会計年度	894	—	—	894
うちその他業務費用	前連結会計年度	1,137	—	—	1,137
	当連結会計年度	1,851	—	—	1,851

- (注) 1. 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については「国際業務部門」に含めております。
2. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）を控除しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

国内業務部門の資金運用勘定は、平均残高は預け金が減少したものの、貸出金、有価証券等の増加により、前連結会計年度比 7 億62百万円増加の 2 兆5,122億円、利回りは前連結会計年度比0.21ポイント上昇の1.20%、受取利息は前連結会計年度比53億50百万円増加の302億97百万円となりました。

また、資金調達勘定は、平均残高は譲渡性預金の減少により前連結会計年度比277億34百万円減少の 2 兆4,494億44百万円、利回りは前連結会計年度比0.15ポイント上昇の0.22%、支払利息は前連結会計年度比35億67百万円増加の54億15百万円となりました。

国際業務部門の資金運用勘定は、平均残高は前連結会計年度比10百万円増加の29億96百万円、利回りは前連結会計年度比0.01ポイント低下の1.06%、受取利息は前連結会計年度同等の32百万円となりました。

また、資金調達勘定は、平均残高は前連結会計年度比 3 百万円減少の29億98百万円、利回りは前連結会計年度比0.18ポイント上昇の0.26%、支払利息は前連結会計年度比 5 百万円増加の 8 百万円となりました。

この結果、合計の資金運用勘定は、平均残高は前連結会計年度比 7 億76百万円増加の 2 兆5,121億98百万円、利回りは前連結会計年度比0.21ポイント上昇の1.20%、受取利息は前連結会計年度比53億45百万円増加の303億21百万円となりました。

また、資金調達勘定は、平均残高は前連結会計年度比277億34百万円減少の 2 兆4,494億44百万円、利回りは前連結会計年度比0.15ポイント上昇の0.22%、支払利息は前連結会計年度比35億67百万円増加の54億15百万円となりました。

①国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前連結会計年度	2,511,437	24,946	0.99
	当連結会計年度	2,512,200	30,297	1.20
うち貸出金	前連結会計年度	1,906,574	23,623	1.23
	当連結会計年度	1,922,232	27,613	1.43
うち商品有価証券	前連結会計年度	0	—	0.00
	当連結会計年度	0	—	0.00
うち有価証券	前連結会計年度	372,714	720	0.19
	当連結会計年度	389,148	1,547	0.39
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	810	3	0.37
	当連結会計年度	616	3	0.58
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち買入金銭債権	前連結会計年度	387	22	5.91
	当連結会計年度	378	21	5.81
うち預け金	前連結会計年度	227,947	574	0.25
	当連結会計年度	196,825	1,102	0.56
資金調達勘定	前連結会計年度	2,477,178	1,848	0.07
	当連結会計年度	2,449,444	5,415	0.22
うち預金	前連結会計年度	2,204,705	1,448	0.06
	当連結会計年度	2,203,456	4,468	0.20
うち譲渡性預金	前連結会計年度	173,421	128	0.07
	当連結会計年度	147,290	339	0.23
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	27	0	0.12
	当連結会計年度	143	1	0.73
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金・社債	前連結会計年度	98,799	260	0.26
	当連結会計年度	98,372	593	0.60

（注） 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については「国際業務部門」に含めております。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度6,165百万円、当連結会計年度6,169百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度201百万円、当連結会計年度201百万円）及び利息（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

②国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	2,986	32	1.07
	当連結会計年度	2,996	32	1.06
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	2,983	32	1.07
	当連結会計年度	2,996	32	1.06
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち買入金銭債権	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	3,002	2	0.08
	当連結会計年度	2,998	8	0.26
うち預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金・社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等を含めております。
3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度一百万円、当連結会計年度一百万円）を控除して表示しております。

③合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（%）
		小計	相殺 消去額 （△）	合計	小計	相殺 消去額 （△）	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	2,514,423	3,002	2,511,421	24,978	2	24,976	0.99
	当連結会計年度	2,515,197	2,998	2,512,198	30,329	8	30,321	1.20
うち貸出金	前連結会計年度	1,906,574	—	1,906,574	23,623	—	23,623	1.23
	当連結会計年度	1,922,232	—	1,922,232	27,613	—	27,613	1.43
うち商品有価証券	前連結会計年度	0	—	0	—	—	—	0.00
	当連結会計年度	0	—	0	—	—	—	0.00
うち有価証券	前連結会計年度	375,697	—	375,697	752	—	752	0.20
	当連結会計年度	392,145	—	392,145	1,579	—	1,579	0.40
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	810	—	810	3	—	3	0.37
	当連結会計年度	616	—	616	3	—	3	0.58
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち買入金銭債権	前連結会計年度	387	—	387	22	—	22	5.91
	当連結会計年度	378	—	378	21	—	21	5.81
うち預け金	前連結会計年度	227,947	—	227,947	574	—	574	0.25
	当連結会計年度	196,825	—	196,825	1,102	—	1,102	0.56
資金調達勘定	前連結会計年度	2,480,180	3,002	2,477,178	1,850	2	1,848	0.07
	当連結会計年度	2,452,443	2,998	2,449,444	5,423	8	5,415	0.22
うち預金	前連結会計年度	2,204,705	—	2,204,705	1,448	—	1,448	0.06
	当連結会計年度	2,203,456	—	2,203,456	4,468	—	4,468	0.20
うち譲渡性預金	前連結会計年度	173,421	—	173,421	128	—	128	0.07
	当連結会計年度	147,290	—	147,290	339	—	339	0.23
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	27	—	27	0	—	0	0.12
	当連結会計年度	143	—	143	1	—	1	0.73
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金・社債	前連結会計年度	98,799	—	98,799	260	—	260	0.26
	当連結会計年度	98,372	—	98,372	593	—	593	0.60

（注） 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度6,165百万円、当連結会計年度6,169百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度201百万円、当連結会計年度201百万円）及び利息（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

2. 資金運用勘定及び資金調達勘定における平均残高及び利息の相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

(5) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は、前連結会計年度比 1 億44百万円減少の64億78百万円となりました。

また、役務取引等費用は、前連結会計年度比28百万円増加の39億 7 百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	6,623	0	—	6,623
	当連結会計年度	6,478	—	—	6,478
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	2,845	—	—	2,845
	当連結会計年度	3,075	—	—	3,075
うち為替業務	前連結会計年度	1,380	0	—	1,380
	当連結会計年度	1,391	—	—	1,391
うち証券関連業務	前連結会計年度	244	—	—	244
	当連結会計年度	242	—	—	242
うち代理業務	前連結会計年度	214	—	—	214
	当連結会計年度	179	—	—	179
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	22	—	—	22
	当連結会計年度	20	—	—	20
うち保証業務	前連結会計年度	85	—	—	85
	当連結会計年度	66	—	—	66
うち投信窓販業務	前連結会計年度	366	—	—	366
	当連結会計年度	372	—	—	372
うち保険窓販業務	前連結会計年度	1,120	—	—	1,120
	当連結会計年度	743	—	—	743
役務取引等費用	前連結会計年度	3,878	—	—	3,878
	当連結会計年度	3,907	—	—	3,907
うち為替業務	前連結会計年度	350	—	—	350
	当連結会計年度	345	—	—	345

(注) 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は「国際業務部門」に含めております。

(6) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	2,129,922	—	—	2,129,922
	当連結会計年度	2,164,332	—	—	2,164,332
うち流動性預金	前連結会計年度	1,461,497	—	—	1,461,497
	当連結会計年度	1,464,538	—	—	1,464,538
うち定期性預金	前連結会計年度	663,378	—	—	663,378
	当連結会計年度	695,230	—	—	695,230
うちその他	前連結会計年度	5,045	—	—	5,045
	当連結会計年度	4,563	—	—	4,563
譲渡性預金	前連結会計年度	153,320	—	—	153,320
	当連結会計年度	121,620	—	—	121,620
総合計	前連結会計年度	2,283,242	—	—	2,283,242
	当連結会計年度	2,285,952	—	—	2,285,952

（注） 1. 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(7) 国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況

①業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内業務部門（除く特別国際金融取引勘定分）	1,923,147	100.00	1,941,043	100.00
製造業	115,703	6.02	107,239	5.53
農業、林業	7,277	0.38	6,574	0.34
漁業	297	0.02	399	0.02
鉱業、採石業、砂利採取業	673	0.03	812	0.04
建設業	153,250	7.97	148,472	7.65
電気・ガス・熱供給・水道業	14,343	0.75	16,210	0.84
情報通信業	11,334	0.59	10,319	0.53
運輸業、郵便業	42,493	2.21	40,643	2.09
卸売業、小売業	118,549	6.16	115,240	5.94
金融業、保険業	83,502	4.34	81,007	4.17
不動産業、物品賃貸業	439,040	22.83	454,023	23.39
各種サービス業	193,714	10.07	191,358	9.86
地方公共団体	83,613	4.35	80,039	4.12
その他	659,340	34.28	688,691	35.48
国際業務部門及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,923,147	—	1,941,043	—

（注） 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。

②外国政府等向け債権残高（国別）

該当事項はありません。

(8) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	29,031	—	—	29,031
	当連結会計年度	46,844	—	—	46,844
地方債	前連結会計年度	35,724	—	—	35,724
	当連結会計年度	24,636	—	—	24,636
社債	前連結会計年度	51,763	—	—	51,763
	当連結会計年度	50,661	—	—	50,661
株式	前連結会計年度	6,554	—	—	6,554
	当連結会計年度	8,327	—	—	8,327
その他の証券	前連結会計年度	236,843	2,702	—	239,545
	当連結会計年度	216,632	2,563	—	219,196
合計	前連結会計年度	359,917	2,702	—	362,619
	当連結会計年度	347,102	2,563	—	349,666

（注） 1. 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については国際業務部門に含めております。

2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第20号）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	2026年3月31日
1. 連結自己資本比率（2／3）	8.02
2. 連結における自己資本の額	1,085
3. リスク・アセットの額	13,526
4. 連結総所要自己資本額	541

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（1998年法律第132号）第6条に基づき、株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（1948年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

株式会社きらやか銀行（単体）の資産の査定額

債権の区分	2025年3月31日	2026年3月31日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	154	164
危険債権	415	406
要管理債権	3	5
正常債権	9,291	9,132

（注）リース投資資産を含んでおります。

株式会社仙台銀行（単体）の資産の査定額

債権の区分	2025年3月31日	2026年3月31日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	23	38
危険債権	274	273
要管理債権	32	29
正常債権	9,408	9,689

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、顧客の利便性向上及び効率的な営業基盤の整備を目的として、銀行業を中心に設備投資を行いました。

セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

銀行業においては、店舗の新築に伴う不動産の取得、既存店舗等の改修、老朽化設備の更新、事務機器・システム関連投資など、総額645百万円の設備投資を行いました。

リース業においては、事務機器・システム関連投資など、15百万円の設備投資を行いました。

また、当連結会計年度において重要な設備の売却・除却はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(2026年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメン トの 名称	設備の内 容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積（㎡）	帳簿価額（百万円）					
当社	㈱じもとホール ディングス	本社	宮城県仙台市 青葉区	銀行業	本社	－	－	－	16	－	16	2
連結子 会社	㈱きらやか銀行	本店 他98店	山形県	銀行業	店舗	75,075.25 (25,678.21)	3,284	2,993	883	－	7,162	483
		仙台支店 他6店	宮城県	銀行業	店舗	3,098.81 (112.10)	1,177	121	18	－	1,317	76
		新潟支店 他4店	新潟県	銀行業	店舗	4,338.48 (207.83)	384	72	16	－	473	31
		福島支店	福島県福島市	銀行業	店舗	132.29	23	10	4	－	39	9
		本荘支店 他1店	秋田県 由利本荘市	銀行業	店舗	1,739.89	68	16	6	－	91	8
		東京支店 他1店	東京都新宿区	銀行業	店舗	－	－	0	3	－	4	8
		大宮支店	埼玉県さいた ま市大宮区	銀行業	店舗	－	－	－	6	－	6	8
		社宅・寮・厚 生施設他	山形県他	銀行業	社宅・ 寮・厚生 施設他	31,466.37 (2,353.27)	822	204	0	－	1,026	－
	㈱仙台銀行	本店 他72店	宮城県	銀行業	店舗・ 事務所	47,229.09 (6,893.33)	7,057	3,435	703	－	11,196	669
		作並倉庫	宮城県仙台市 青葉区	銀行業	倉庫	4,160.79	19	2	0	－	21	－
		望洋寮他	宮城県	銀行業	社宅・寮	699.57	1	1	0	－	3	－
		本店	宮城県仙台市 青葉区	その他	事務所	－	－	0	0	－	0	3
	きらやかリース ㈱	本社	山形県山形市	リース 業	営業所	－	－	1	17	－	19	22
	きらやかカード ㈱	本社	山形県山形市	その他	営業所	－	－	0	1	－	1	7
	きらやかコンサル ティング&パ ートナーズ㈱	本社	山形県山形市	その他	営業所	－	－	－	0	－	0	－
	山形ビジネスサ ービス㈱	本社他2店	山形県	その他	営業所	－	－	－	3	－	3	37
	㈱JimoTec	本社	山形県山形市	その他	営業所	－	－	－	6	－	6	13
㈱仙台銀キャピ タル&コンサル ティング	本社	宮城県仙台市 青葉区	その他	営業所	－	－	－	0	－	0	4	

(注) 1. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め595百万円であります。

2. 動産は、事務機械1,236百万円、その他453百万円であります。

3. ㈱きらやか銀行の店舗外現金自動設備104か所は上記に含めて記載しております。

4. ㈱仙台銀行の出張所4か所及び店舗外現金自動設備68か所は上記に含めて記載しております。

5. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

(2026年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	従業員数 (人)	年間リース料 (百万円)
連結子会社	㈱仙台銀行	本店他	宮城県	銀行業	車両他	—	88

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金 調達 方法	着手年月	完了予定 年月
							総額	既支払額			
連結 子会社	(株)仙台銀行	高砂支店	宮城県 仙台市 宮城野区	建替	銀行業	店舗	227	150	自己 資金	2025年 10月	2026年 7月

(2) 除却

該当事項はありません。

(3) 売却

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却の予定時期
連結 子会社	(株)きらやか 銀行	旧桜町支店	山形県 山形市	銀行業	土地	—	未定
連結 子会社	(株)きらやか 銀行	泉崎寮	宮城県 仙台市 太白区	銀行業	寮	96	2026年 4月
連結 子会社	(株)仙台銀行	旧米川支店	宮城県 登米市	銀行業	店舗	6	未定
連結 子会社	(株)仙台銀行	旧津谷支店	宮城県 気仙沼市	銀行業	土地	4	未定
連結 子会社	(株)仙台銀行	旧岩出山支店	宮城県 大崎市	銀行業	店舗	19	未定
連結 子会社	(株)仙台銀行	旧八木山支店	宮城県 仙台市 太白区	銀行業	店舗	79	未定

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	250,000,000
B種優先株式	13,000,000
C種優先株式	20,000,000
D種優先株式	20,000,000
E種優先株式	20,000,000
計	250,000,000

(注) 当社の発行可能株式総数は、250,000,000株であり、普通株式および優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、上記のとおり定款に規定しております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2026年6月18日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	26,840,263	26,840,263	東京証券取引所 スタンダード市場	(注) 2, 3, 12
B種優先株式 (注) 1	13,000,000	13,000,000	—	(注) 2, 4, 5, 6, 10, 11, 12
C種優先株式 (注) 1	10,000,000	10,000,000	—	(注) 2, 4, 5, 7, 10, 11, 12
D種優先株式 (注) 1	5,000,000	5,000,000	—	(注) 2, 4, 5, 8, 10, 11, 12
E種優先株式 (注) 1	18,000,000	18,000,000	—	(注) 2, 4, 5, 9, 10, 11
計	72,840,263	72,840,263	—	—

(注) 1. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 単元株式は100株であります。

3. 株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であります。

4. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株数が増減します。

(2) 行使価額修正条項の内容

① 修正基準

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正されます。

ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(4)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とします。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、B種優先株式においては(注) 6. (5) ⑧、C種優先株式においては(注) 7. (5) ⑧、D種優先株式においては(注) 8. (5) ⑧、E種優先株式においては(注) 9. (5) ⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。

② 修正頻度

取得価額の修正は、毎月第3金曜日の翌日以降、1カ月に1回の頻度で行います。

(3) 行使価額等の上限

B種優先株式 取得価額には上限を設けない。

C種優先株式 取得価額には上限を設けない。

D種優先株式 取得価額には上限を設けない。

E種優先株式 取得価額には上限を設けない。

(4) 行使価額等の下限

B種優先株式 302円を6.5で除した金額（ただし、（注）6.（5）⑧による調整を受ける。）。

C種優先株式 272円（ただし、（注）7.（5）⑧による調整を受ける。）。

D種優先株式 148円（ただし、（注）8.（5）⑧による調整を受ける。）。

E種優先株式 284円（ただし、（注）9.（5）⑧による調整を受ける。）。

(5) B種優先株式について、当社は、2021年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

(6) C種優先株式について、当社は、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、C種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

(7) D種優先株式について、当社は、2022年12月29日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、D種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

(8) E種優先株式について、当社は、2030年9月30日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、E種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

5. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。

6. B種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) B種優先配当金

① B種優先配当金

当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下「B種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該B種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（「B種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは当初は1,500円を6.5で除した金額とするが、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「B種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下「B種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② B種優先配当年率

2013年3月31日に終了する事業年度に係るB種優先配当年率

B種優先配当年率＝初年度B種優先配当金÷B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度B種優先配当金」とは、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、B種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。）を乗じて得られる数に、182/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）とする。

2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当年率

B種優先配当年率＝預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下「B種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、B種優先配当年率はB種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。

③ 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) B種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たり、各事業年度におけるB種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「B種優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過B種優先配当金相当額

B種優先株式1株当たりの経過B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にB種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、上記のB種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。B種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会より、B種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、B種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

B種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当社がB種優先株式を取得するのと引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株式の取得と引換えに、下記③に定める財産を交付する。また、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記③に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、(A) 取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当社の発行可能株式総数から、取得請求日における当社の発行済株式総数および取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(B) 取得請求日における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当社の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

② 取得を請求することができる期間

2013年4月1日から2036年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数に1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

当初の取得価額は、2013年4月1日の時価とする。ただし、当該時価が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。2013年4月1日の時価とは、2013年4月1日（当日を含まない。）に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日（当日を含む。）までの直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

302円を6.5で除した額（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ．B種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ．に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ．に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ．(D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C) または(D) による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E) による調整は行わない。
- (F) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ. (A) ないし(F) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (B) および(F) の場合には0円、上記イ. (C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (C) ないし(E) および上記ハ. (D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ. (E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C) に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ. (A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7) ②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

当社は、2021年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができるものとし、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、B種優先株式1株につき、1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5) ①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

なお、本項においては、上記(3) ③に定める経過B種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過B種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得条項

① 普通株式を対価とする一斉取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないB種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数に1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

「一斉取得価額」は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

① 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 優先順位

B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式およびE種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(12) 会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め

該当事項なし

(13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め

当社は、B種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であるが、B種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、B種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。

7. C種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) C種優先配当金

① C種優先配当金

当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下「C種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該C種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額（「C種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「C種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「C種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② C種優先配当年率

2013年3月31日に終了する事業年度に係るC種優先配当年率

$$\text{C種優先配当年率} = \text{初年度C種優先配当金} \div \text{C種優先株式1株当たりの払込金額相当額}$$
（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度C種優先配当金」とは、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、C種優先株式の発行日の直前の4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日）をC種優先配当年率決定日として算出する。）に1.15%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、 $94/365$ を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当年率

$$\text{C種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（12ヶ月物）} + 1.15\%$$

なお、2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日）（以下「C種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、C種優先配当年率は8%とする。

2024年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当年率

C種優先配当年率＝預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストに等しい年率をいう。ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下「C種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、C種優先配当年率はC種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。

③ 非累積条項

ある事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) C種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株当たり、各事業年度におけるC種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「C種優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過C種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過C種優先配当金相当額

C種優先株式1株当たりの経過C種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にC種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対してC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

C種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、C種優先株主は、C種優先配当金の額全部（C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、C種優先配当金の額全部（C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時から、C種優先配当金の額全部（C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

C種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、自己の有するC種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社はC種優先株主がかかる取得の請求をしたC種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該C種優先株主に対して交付する。また単元未満株式については、本(5)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

② 取得を請求することができる期間

2012年12月29日から2037年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式数に200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

普通株式1株当たりの取得価額（以下「取得価額」という。）は、当初、C種優先株式の発行日の時価とする。C種優先株式の発行日の時価とは、2012年12月の第3金曜日（当日を含む。以下「当初取得価額決定日」という。）までの直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）の平均値（ただし、終値のない日数を除き、当初取得価額決定日が取引日ではない場合は、当初取得価額決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

272円（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ. C種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合（ただし、2024年9月27日以降に次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合に限る。）には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ. に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ. (D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. または下記ロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a) ないし(c) の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われていない場合

調整係数は1 とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1 とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C) または(D) による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E) による調整は行わない。
- (F) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ. (A) ないし(F) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (B) および(F) の場合には0円、上記イ. (C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (C) ないし(E) および上記ハ. (D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C) に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

へ、上記イ、(A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ、(A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト、取得価額調整式により算出された上記イ、第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7) ②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当社は、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、C種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をC種優先株主に対して交付するものとする。なお、C種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5) ①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株式1株につき、200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過C種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(3) ③に定める経過C種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過C種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

① 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないC種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、各C種優先株主に対し、その有するC種優先株式数に200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

① 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 優先順位

B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式およびE種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴いC種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) その他

C種優先株式発行要項各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(12) 会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め

該当事項なし

(13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め

当社は、C種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であるが、C種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、C種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。

8. D種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) D種優先配当金

① D種優先配当金

当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下「D種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）またはD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該D種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（「D種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「D種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下「D種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② D種優先配当年率

2013年3月31日に終了する事業年度に係るD種優先配当年率

$$\text{D種優先配当年率} = \text{初年度D種優先配当金} \div \text{D種優先株式1株当たりの払込金額相当額}$$
（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度D種優先配当金」とは、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、D種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。）を乗じて得られる数に、 $94/365$ を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）とする。

2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るD種優先配当年率

D種優先配当年率＝預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下「D種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、D種優先配当年率はD種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。

③ 非累積条項

ある事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) D種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株当たり、各事業年度におけるD種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「D種優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過D種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過D種優先配当金相当額

D種優先株式1株当たりの経過D種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にD種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、上記のD種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対してD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

D種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、D種優先株主は、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時から、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

D種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、自己の有するD種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社はD種優先株主がかかる取得の請求をしたD種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該D種優先株主に対して交付する。また、単元未満株式については、本(5)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記③に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、(A) 取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当社の発行可能株式総数から、取得請求日における当社の発行済株式総数および取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(B) 取得請求日における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当社の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

② 取得を請求することができる期間

2013年6月29日から2037年12月28日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株主が取得の請求をしたD種優先株式数に200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日（当日を含む。）までの直近5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

下限取得価額は、148円とする（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ．D種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ．に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。））その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。））が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ．に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ．(D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．または下記ロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1 とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C) または(D) による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E) による調整は行わない。
- (F) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ. (A) ないし(F) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (B) および(F) の場合には0円、上記イ. (C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (C) ないし(E) および上記ハ. (D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C) に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

へ、上記イ、(A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ、(A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト、取得価額調整式により算出された上記イ、第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7) ②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当社は、2022年12月29日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、D種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をD種優先株主に対して交付するものとする。なお、D種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5) ①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株式1株につき、200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過D種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(3) ③に定める経過D種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過D種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

① 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないD種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、各D種優先株主に対し、その有するD種優先株式数に200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

① 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびD種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびD種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 優先順位

B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式およびE種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴いD種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) その他

D種優先株式発行要項各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(12) 会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め

該当事項なし

(13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め

当社は、D種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であるが、D種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、D種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。

9. E種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) E種優先配当金

① E種優先配当金

当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下「E種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたE種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）またはE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該E種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額（「E種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は1,000円とするが、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「E種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下「E種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてE種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるE種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② E種優先配当年率

2024年3月31日に終了する事業年度に係るE種優先配当年率

$$\text{E種優先配当年率} = \text{初年度E種優先配当金} \div \text{E種優先株式1株当たりの払込金額相当額}$$

（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度E種優先配当金」とは、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記の定める優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、E種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。）を乗じて得られる数に、185/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）とする。

2024年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るE種優先配当年率

$$\text{E種優先配当年率} = \text{預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト}$$
（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る新型コロナウイルス感染症特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下「E種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、E種優先配当年率はE種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。

③ 非累積条項

ある事業年度においてE種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がE種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) E種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたE種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株当たり、各事業年度におけるE種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「E種優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、1,000円（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過E種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過E種優先配当金相当額

E種優先株式1株当たりの経過E種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にE種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、上記のE種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてE種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対してE種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

E種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、E種優先株主は、E種優先配当金の額全部（E種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、E種優先配当金の額全部（E種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時から、E種優先配当金の額全部（E種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

E種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、自己の有するE種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社はE種優先株主がかかる取得の請求をしたE種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該E種優先株主に対して交付する。また、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記③に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、(i)取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当社の発行可能株式総数から、取得請求日における当社の発行済株式総数および取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(ii)取得請求日における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当社の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

② 取得を請求することができる期間

2024年10月1日から2048年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、E種優先株式の取得と引換えに、E種優先株主が取得の請求をしたE種優先株式数に1,000円（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、E種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日（当日を含む。）までの直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

下限取得価額は、284円とする（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ. E種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ. に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ. (D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. または下記ロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。
- (F) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ．上記イ．(A)ないし(F)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ．(A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ．(A)ないし(C)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ．およびロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ．(D)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ．(D)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ．(C)または(D)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ．(A)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ．(B)および(F)の場合には0円、上記イ．(C)ないし(E)の場合には価額（ただし、(D)の場合は修正価額）とする。

- ニ、上記イ、(C)ないし(E)および上記ハ、(D)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ、上記イ、(E)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ、(C)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ、上記イ、(A)ないし(C)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ、(A)ないし(C)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト、取得価額調整式により算出された上記イ、第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7)②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当社は、2030年9月30日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、E種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をE種優先株主に対して交付するものとする。なお、E種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も(5)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、E種優先株式の取得と引換えに、E種優先株式1株につき、1,000円（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過E種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(3)③に定める経過E種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過E種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

① 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないE種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、各E種優先株主に対し、その有するE種優先株式数に1,000円（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。E種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

① 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびE種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびE種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 優先順位

B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式およびE種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

10. 種類株主総会の決議

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはしておりません。

11. 優先株式は、定款の定めに基づき、上記に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。これは、当社が資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とすることを目的とするものであります。

12. 2020年6月24日開催の第8期定時株主総会および普通株主による種類株主総会において、株式併合（10株を1株に併合）に関する議案が承認可決され、2020年10月1日に効力が発生しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

B種優先株式

	中間会計期間 (2025年10月1日から 2026年3月31日まで)	第14期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

C種優先株式

	中間会計期間 (2025年10月1日から 2026年3月31日まで)	第14期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

D種優先株式

	中間会計期間 (2025年10月1日から 2026年3月31日まで)	第14期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数（株）	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額（百万円）	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円）	—	—

E種優先株式

	中間会計期間 (2025年10月1日から 2026年3月31日まで)	第14期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数（株）	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額（百万円）	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円）	—	—

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2023年9月29日 (注) 1	E 種優先株式 18,000	普通株式 21,540 B 種優先株式 13,000 C 種優先株式 10,000 D 種優先株式 5,000 E 種優先株式 18,000	9,000	27,750	9,000	26,250
2023年12月20日 (注) 2	普通株式 5,300	普通株式 26,840 B 種優先株式 13,000 C 種優先株式 10,000 D 種優先株式 5,000 E 種優先株式 18,000	983	28,733	983	27,233

(注) 1. 有償 第三者割当 (E 種優先株式)

発行価格 1 株につき1,000円 資本組入額 1 株につき500円

割当先 株式会社整理回収機構

2. 有償 第三者割当

発行価格 1 株につき371円 資本組入額 1 株につき185円50銭

割当先 S B I 地銀ホールディングス株式会社

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2026年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	10	16	20	1,220	32	16	9,644	10,958	－
所有株式数（単元）	1,384	14,368	3,858	125,811	4,457	173	114,893	264,944	345,863
所有株式数の割合（％）	0.52	5.42	1.45	47.48	1.68	0.06	43.39	100.00	－

（注）1. 自己株式56,621株は、「個人その他」に566単元及び「単元未満株式の状況」に21株を含めて記載しております。

2. 金融機関の欄には、「株式給付信託（BBT）」にかかる、当社から抛出した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）名義の当社株式802単元が含まれております。

B種優先株式

2026年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	－	－	－	－	－	1	－
所有株式数（単元）	－	130,000	－	－	－	－	－	130,000	－
所有株式数の割合（％）	－	100.00	－	－	－	－	－	100.00	－

C種優先株式

2026年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	－	－	－	－	－	1	－
所有株式数 （単元）	－	100, 000	－	－	－	－	－	100, 000	－
所有株式数の割 合（％）	－	100. 00	－	－	－	－	－	100. 00	－

D種優先株式

2026年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	－	－	－	－	－	1	－
所有株式数（単元）	－	50,000	－	－	－	－	－	50,000	－
所有株式数の割合（％）	－	100.00	－	－	－	－	－	100.00	－

E種優先株式

2026年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	－	－	－	－	－	1	－
所有株式数 （単元）	－	180,000	－	－	－	－	－	180,000	－
所有株式数の割 合（％）	－	100.00	－	－	－	－	－	100.00	－

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	46,000	63.20
SBI地銀ホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	8,953	12.30
金子 亮	東京都世田谷区	1,177	1.61
きらやか銀行職員持株会	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号	557	0.76
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	512	0.70
仙台銀行職員持株会	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	340	0.46
齋藤 久美子	山形県鶴岡市	300	0.41
横山 修一	新潟県村上市	200	0.27
株式会社十文字チキンカンパニー	岩手県二戸市石切所火行塚25	200	0.27
長岡 壽一	山形県山形市	176	0.24
計	—	58,416	80.26

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行（信託口） 512千株

2. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合の計算上、株式給付信託（BBT）が所有する当社株式80,200株は、発行済株式数から控除する自己株式には含めておりません。

所有議決権数別

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
S B I 地銀ホールディングス株式会 社	東京都港区六本木一丁目6番1号	89,535	33.86
金子 亮	東京都世田谷区	11,770	4.45
きらやか銀行職員持株会	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号	5,574	2.10
株式会社日本カストディ銀行（信託 口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	5,123	1.93
仙台銀行職員持株会	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	3,404	1.28
齋藤 久美子	山形県鶴岡市	3,000	1.13
横山 修一	新潟県村上市	2,000	0.75
株式会社十文字チキンカンパニー	岩手県二戸市石切所火行塚25	2,000	0.75
長岡 壽一	山形県山形市	1,761	0.66
安本 匠	宮城県仙台市宮城野区	1,620	0.61
計	—	125,787	47.57

（注）上記所有株式数別に記載しております株式会社整理回収機構所有のB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式については、通常、株主総会において議決権を行使できない株式ですが、その各種優先株式の株主は、優先配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときは、その定時株主総会から当該優先株式に係る優先配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間、当該優先株主は議決権を行使することができる旨、当社定款及び各種優先株式の発行要項に規定しております。これにより、2024年6月20日開催の当社第12期定時株主総会より、各種優先株式を所有する株式会社整理回収機構に議決権が発生していましたが、2025年6月19日開催の当社第13期定時株主総会において、当該議決権は消滅いたしました。

なお、当該主要株主の異動については、2025年6月19日に臨時報告書を提出しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 13,000,000 C種優先株式 10,000,000 D種優先株式 5,000,000 E種優先株式 18,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 56,600	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (単元株式数100)
完全議決権株式 (その他)	普通株式 (注) 2 26,437,800	264,378	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (単元株式数100)
単元未満株式	普通株式 (注) 3 345,863	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	72,840,263	—	—
総株主の議決権	—	264,378	—

(注) 1. 優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「②発行済株式」の「内容」に記載しております。

2. 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、「株式給付信託 (BBT)」にかかる、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する80,200株 (議決権の数802個) が含まれております。

なお、当該議決権の数802個は、議決権不行使となっております。

3. 上記の「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式21株が含まれております。

② 【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社じもとホールディングス	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	56,600	—	56,600	0.07
計	—	56,600	—	56,600	0.07

(注) 「株式給付信託 (BBT)」にかかる、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) 名義の当社株式80,200株は、上記自己株式に含めておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、当社及び当社子会社である株式会社きらやか銀行並びに株式会社仙台銀行（以下「当社グループ」という。）の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象役員」という。）に対して、業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入しております。

本制度の導入は、2016年6月21日開催の第4期定時株主総会において決議されております。

① 本制度の概要

本制度では、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式を信託（以下本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得します。

取得した当社株式は、対象役員に対して、当社グループが定める「役員株式給付規程」に従って当社株式および当社株式の一部を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）として本信託を通じて給付されます。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

本制度の詳細については、第4 提出会社の状況 4. コーポレート・ガバナンスの状況等（4）役員の報酬等に記載しております。

② 対象者に給付する予定の株式の総数

本制度の当初の対象期間は2017年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下当該3事業年度の期間を「当初対象期間」、当該3事業年度経過後に開始する3事業年度ごとの期間を「対象期間」といいます。）であり、当初対象期間経過後の各対象期間においても本制度を継続してまいります。

本制度では、原則として対象期間ごとに1億1千万円（うち当社の取締役分として4千万円）を上限として信託に追加拠出します。但し、直前の対象期間において、信託内に残存する当社株式及び金銭があるときは、それら残存する資産（当社株式については直前の対象期間の末日における時価）と追加拠出する金銭の合計を1億1千万円（うち当社の取締役分として4千万円）以内とします。

各対象期間について本信託が取得する株式数は、126,800株（うち当社の取締役分として46,100株）を上限とします。

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位及び業績達成度等により定められた数のポイントが付与されます。各対象期間に付与されるポイントの合計は126,800ポイント（うち当社の取締役分として46,100ポイント）を上限とします。

なお、対象役員に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。

③ 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社グループの対象役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者となります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	1,392	585,762
当期間における取得自己株式	152	75,528

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	—	—	—	—
保有自己株式数	56,621	—	56,773	—

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による売渡しによる株式数は含めておりません。

2. 上記の処理自己株式数には、「株式給付信託 (BBT)」から当社グループ内銀行の対象役員に給付した株式を含めておりません。また、上記の保有自己株式数の他、「株式給付信託 (BBT)」が保有する当社株式 80,200株を連結財務諸表及び財務諸表上、自己株式として処理しております。

3【配当政策】

当社は、地域金融グループとしての公共性と健全性維持の観点から、内部留保の充実をはかるとともに、安定した剰余金の配当を維持することを基本方針としております。当社の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な配当としており、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては当社定款の定めにより取締役会で決議することとしております。

こうした方針に基づき、2026年3月期の普通株式に係る期末配当につきましては、2026年5月7日に公表しましたとおり、1株あたりの年間配当金を5円00銭とさせていただく予定です。

また、当社が発行している種類株式（B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、いずれも非上場で公的資金に係る優先株式）の配当につきましては、定款及び発行要綱の定めに従いまして、所定の配当金を全額配当する予定です。

2027年3月期の普通株式の配当につきましては、上記の基本方針に則り、1株あたりの年間配当金を5円00銭とさせていただく予定です。

また、当社が発行している種類株式（B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、いずれも非上場で公的資金に係る優先株式）の配当につきましては、定款及び発行要綱の定めに従いまして、所定の配当金を全額配当する予定です。

なお、年間配当水準は当社連結の通期業績予想に連動して予想することから、今後、配当予想を開示する場合は、期末配当に一本化する予定でございます。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2026年6月25日 定時株主総会（予定）	普通株式	133	5.00
	B種優先株式	69	5.31
	C種優先株式	46	4.60
	D種優先株式	23	4.60
	E種優先株式	41	2.30

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、きらやか銀行と仙台銀行並びに関連会社とともに「じもとグループ」を構成しております。経営理念に「宮城と山形をつなぎ、中小企業支援を通じて、地元中小企業や地域に貢献する」を掲げ、両県の「人・情報・産業」をつなぎ、東日本大震災の復興支援と中小企業支援、グループ効率化に継続的に取り組んでおります。

また、地域金融グループとしての公共性、社会的使命を自覚し、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、グループ体制の整備と実効性の向上を図っております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

<企業統治の体制の概要等>

当社は、2012年10月1日に株式会社きらやか銀行と株式会社仙台銀行の経営統合にともない両行の共同持株会社として設立いたしました。

2019年6月25日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めてまいります。

当社の機関の内容は以下のとおりです。

イ. 会社の機関の基本説明

当社は、最高意思決定機関である株主総会、業務意思決定機関である取締役会のほか、監査等委員会、経営会議等の組織体制を整えております。

取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く）11名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成し、原則として毎月1回開催し、当社及び当社が経営管理を行う子会社等の経営方針や経営上の重要な業務執行に関わる意思決定や協議を行っております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成し、取締役の職務の執行の監査及び監督を行っております。

経営会議は、社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く）の全員で構成し、原則として週1回開催し、機動的な運用を行える体制としております。取締役会において決定した経営方針に基づいて、その具体的な業務執行方針等を定め、また、取締役会より委任を受けた業務執行に関する重要事項について決定又は協議し、併せて業務執行の全般的統制を図る体制としております。

グループリスク管理委員会とグループコンプライアンス委員会は、社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く）の全員で構成し、原則として毎月1回開催しております。各分野の重要な経営課題について協議・決議し、専門性と機動性を高める体制としております。

指名・報酬協議会は、社外取締役2名及び代表取締役2名の計4名の委員で構成し、委員長は社外取締役が務めております。このほかに監査等委員会委員長がオブザーバーとして本協議会に出席しております。取締役会の諮問機関として、取締役の報酬及び取締役の指名等に係る事項を協議し、透明性・公正性を確保しております。2025年度は、計2回の開催であり、委員及びオブザーバーはすべて出席しております。

社外役員連絡会は、当社及び子銀行である株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行の社外取締役で構成し、代表者は当社グループの独立社外取締役全員の互選により選出しております。原則として、半期毎に開催しており、社外役員の役割と責務を十分に果たすことができるように、社外役員間での情報交換と経営課題の認識共有を図っております。

監査意見交換会は、当社及び子銀行である株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行の取締役監査等委員並びに監査部長で構成しております。当社グループの監査等委員と監査部がグループ監査に係る情報や課題を協議し、認識を共有することで、グループ監査体制の充実と実効性の向上を図ることを目的としております。

なお、当社と業務執行を行わない取締役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

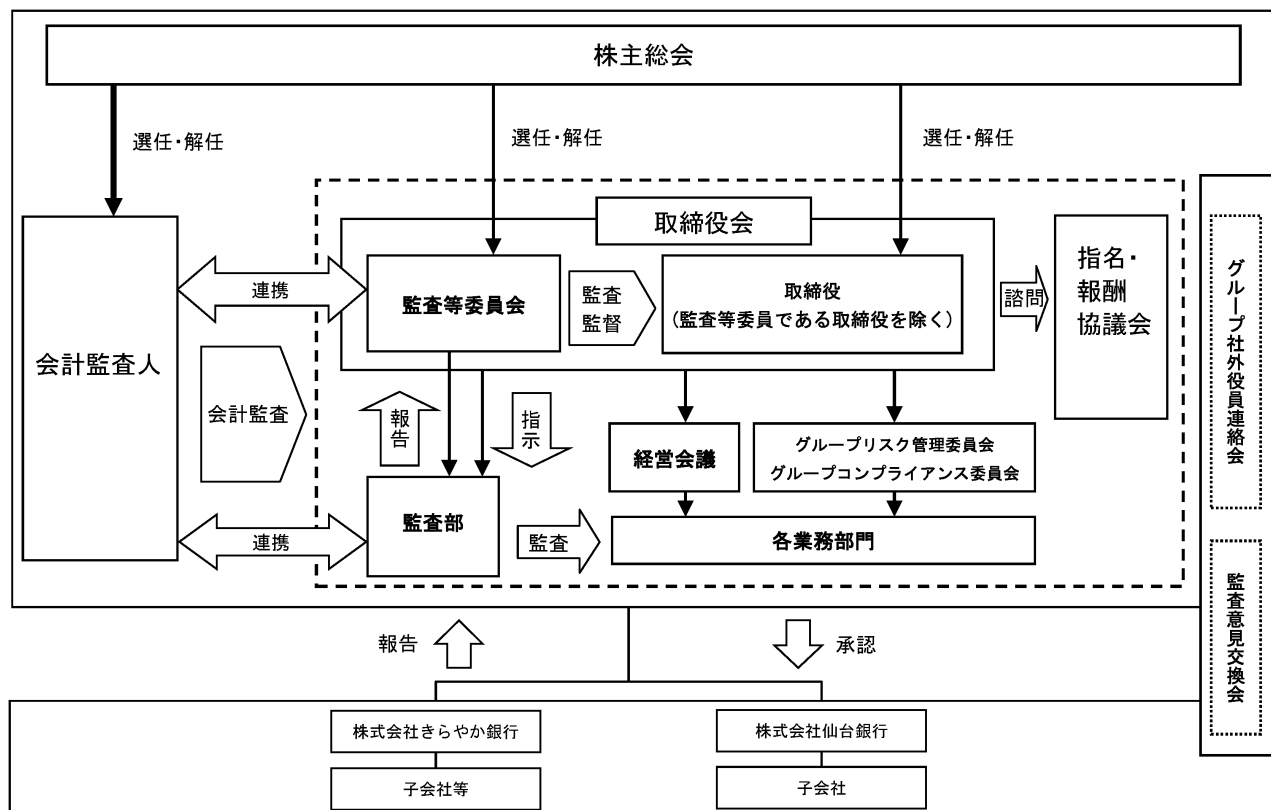
なお、機関ごとの構成員は次のとおりであります（◎は議長、委員長を表す）。

役職名	氏名	取締役会	経営会議	グループ リスク管 理委員会	グループ コンプラ イアンス 委員会	監査等 委員会	指名・報 酬協議会	社外役員 連絡会	監査意見 交換会
取締役会長 （代表取締役）	西塚 英樹	○	○	○	○		○		
取締役社長 （代表取締役）	坂爪 敏雄	◎	◎	◎	◎		○		
常務取締役	尾形 毅	○	○	○	○				
常務取締役	鈴木 治	○	○	○	○				
取締役	中澤雄二郎	○	○	○	○				
取締役	鈴木 拓志	○	○	○	○				
取締役	柴田 健	○	○	○	○				
取締役	小林 祐介	○	○	○	○				
取締役（社外）	半田 稔	○					◎	◎	
取締役（社外）	長谷川 靖	○						○	
取締役（社外）	佐竹 勤	○					○	○	
取締役監査等委員	三瓶 渉	○				○			○
取締役監査等委員 （社外）	伊藤 吉明	○				◎		○	○
取締役監査等委員 （社外）	高橋 節	○				○		○	○
取締役監査等委員 （社外）	伊東 昭代	○				○		○	○
その他の構成員								きらやか 銀行及び 仙台銀行 の社外取 締役	当社監査 部長 きらやか 銀行及び 仙台銀行 の取締役 監査等委 員並びに 監査部長

< 補足説明 >

上記、構成員は2026年6月18日（有価証券報告書提出日）現在の当社の状況となります。

ロ. コーポレート・ガバナンスの体制図



ハ、会社の機関の内容

(取締役会)

取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く）11名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成し、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となります。

原則として毎月 1 回開催し、当社及び当社が経営管理を行う子会社等の経営方針や経営上の重要な業務執行に関わる意思決定や協議を行っております。

＜取締役会の開催頻度及び出席状況（2025年度）＞

氏名（役職）	在任中の開催回数	出席回数
西塚 英樹（代表取締役会長）	15回	15回
坂爪 敏雄（代表取締役社長）	15回	15回
尾形 毅（常務取締役）	15回	15回
鈴木 治（常務取締役）	15回	14回
芳賀 隆之（取締役 6月退任）	3回	3回
中澤雄二郎（取締役 6月新任）	12回	12回
鈴木 拓志（取締役）	15回	15回
柴田 健（取締役）	15回	15回
小林 祐介（取締役）	15回	15回
半田 稔（社外取締役）	15回	15回
長谷川 靖（社外取締役）	15回	15回
佐竹 勤（社外取締役）	15回	15回
三瓶 渉（取締役監査等委員）	15回	15回
伊藤 吉明（取締役監査等委員 社外）	15回	15回
高橋 節（取締役監査等委員 社外）	15回	15回
伊東 昭代（取締役監査等委員 社外）	15回	15回

(注) 芳賀 隆之氏は2025年6月19日付をもって退任しております。

中澤雄二郎氏は2025年6月19日付で就任しております。

<取締役会の具体的な検討内容について>

- ・資本政策に関する事項
- ・各種リスク管理に関する事項
- ・子銀行の経営、改善策に関する事項
- ・サステナビリティ対応に関する事項
- ・有価証券運用に関する事項
- ・収益計画に関する事項
- ・コンプライアンスに関する事項 他

(経営会議)

経営会議は、社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く）の全員で構成し、取締役社長が招集しその議長となります。

原則として週1回開催しており、取締役会において決定した経営方針に基づいて、その具体的な業務執行方針等を定め、また、業務執行に関する取締役会より委任を受けた重要事項について決定又は協議し、併せて業務執行の全般的統制を図っております。

(グループコンプライアンス委員会)

グループコンプライアンス委員会は、取締役社長を委員長、社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く）を委員とし、監査等委員である取締役（社外取締役を除く）も出席して意見を述べる事ができることとしております。

原則として毎月1回開催しており、当社及び当社グループ各社のコンプライアンスの徹底状況等について報告を受け、協議しており、重要な事項については、別途取締役会へ付議・報告する他、協議の内容を取締役会へ報告しております。

(グループリスク管理委員会)

グループリスク管理委員会は、取締役社長を委員長、社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く）を委員とし、監査等委員である取締役（社外取締役を除く）も出席して意見を述べる事ができることとしております。

原則として毎月1回開催しており、当社及び当社グループ各社のリスク管理の状況等について報告を受け、協議しており、重要な事項については、別途取締役会へ付議・報告する他、協議の内容を取締役会へ報告しております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成し、取締役の職務の執行の監査及び監督を行っております。

(指名・報酬協議会)

取締役の報酬及び取締役候補者の指名を検討するに当たっての透明性・公正性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬協議会を設置しております。

指名・報酬協議会は社外取締役（監査等委員である取締役を除く）2名及び代表取締役2名の計4名の委員で構成し、委員長は社外取締役が務めております。また、監査等委員会の委員長が本協議会にオブザーバーとして出席しております。

(社外役員連絡会)

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するため、社外役員としての役割と責務を十分に果たすことができるように、社外役員間における情報交換や認識の共有を図ることを目的とし、社外役員連絡会を設置しております。

社外役員連絡会は、当社及び当社の子会社である株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行の社外取締役で構成し、代表者は当社グループの独立社外取締役全員の互選により選出します。

(監査意見交換会)

当社グループの監査等委員会と監査部がグループ監査に係る情報や課題を協議し、認識を共有することで、当社グループの監査体制の充実と実効性の向上を図ることを目的とし、監査意見交換会を設置しております。

監査意見交換会は、当社の取締役監査等委員並びに監査部長と、当社の子会社である株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行の取締役監査等委員並びに監査部長で構成しております。

＜当該体制を採用する理由＞

当社では、取締役会の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

＜内部統制システム整備の状況＞

当社は、当社及び当社グループの業務の健全性及び適切性を確保するため、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、以下のとおり、「内部統制基本方針」を制定しております。

(内部統制基本方針)

(1) 取締役及び使用人（グループ会社の取締役及び使用人を含む）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、当社及び当社グループの役職員が法令や諸規則を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス規程を制定する。
- ②当社は、グループコンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社グループのコンプライアンス実施状況を監視し、コンプライアンス体制の充実に向けた課題を協議する。
- ③当社は、コンプライアンス統括部署として、リスク統括部を設置する。リスク統括部は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底指導及びその進捗状況を一元的に管理する。
- ④監査部は、当社及び当社グループのコンプライアンス遵守態勢の監査を定期的に行い、監査結果を取締役会及び監査等委員会へ報告する。
- ⑤取締役会は、役職員等が社内外に設置した通報・相談窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築する。
- ⑥当社は、反社会的勢力等との関係を遮断するために、反社会的勢力への対応に係る基本方針を制定する。また、リスク統括部において反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢、反社会的勢力に係る連絡・連携態勢を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書取扱規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、当社及び当社グループの経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにリスク管理方針を制定する。
- ②当社は、当社及び当社グループの業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。
- ③当社は、グループリスク管理委員会を設置し、当社及び当社グループにおける各種リスクを包括的に認識し、リスクをその特性に応じた適正な範囲・規模で一元的に統括・管理することにより、リスク管理態勢の強化・充実に努める。
- ④当社は、当社及び当社グループの統合的なリスク管理態勢を確立するために、リスク統括部を設置し、統合的なリスク管理機能及び相互牽制機能を確保し、必要な体制を構築する。
- ⑤当社は、監査部がリスク統括部のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、取締役会及び監査等委員会へ適時適切に報告させるとともに、外部監査機関と連携して、リスク管理態勢の充実強化を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、決定事項について、法令に定めるもののほか、定款及び取締役会規程に定めるものとする。
- ②取締役会は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。
- ③取締役会が、会社法及び定款の定めに基づき、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役又は議決権を有する者の全てが取締役である経営会議その他の決定機関（以下「経営会議等」という。）に委任したときは、当該取締役又は経営会議等は、当該委任された事項を自ら決定することができる。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社グループの健全かつ円滑な運営を図るため、グループ経営管理規程を制定し、一定の事項については当社報告事項又は承認事項とする。
当社は、毎月開催される取締役会において、子会社等の一定の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、子会社等が一定の重要事項を行おうとするときは、事前に当社の承認を得なければならないこととし、子会社等の統括管理を行う。
- ②当社は、当社及び当社グループの取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的で効果的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。
- ③当社は、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
- ④当社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針を制定し、グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
- ⑤リスク統括部は、当社グループ全体として適正な体制が確保されるよう子会社におけるコンプライアンス体制等について指導する。
- ⑥監査部は、内部監査方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため当社及び当社グループの監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ①監査等委員会は、その職務について効率性及び実効性を高めるため、取締役会に対し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「補助者」という）の配置を求めることができる。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

(7) 前号の補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ①補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとする。

(8) 前号の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①取締役会は、補助者が監査等委員に同行して、取締役会その他の重要会議、代表取締役や会計監査人等との定期的な意見交換等に参加する機会を確保する。

(9) 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①取締役及び使用人等は、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査等委員会へ報告する。また、監査等委員会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、内部監査部門等の使用人その他の者に対して指示し、報告を求めることができる。
- ②子会社の取締役、監査等委員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を当社の監査等委員会へ報告する。

③上記①及び②の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないものとする。また、内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

①当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、必要な費用の前払や償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員は、取締役会をはじめ、重要な会議へ出席するとともに、会計監査人、代表取締役、当社グループの監査等委員・監査役及びリスク統括部、監査部、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換し、連携を図ることにより、監査を実効的に行う。

<リスク管理体制の整備の状況>

当社では、業務に係る全てのリスクを適切に管理することにより、安定的な収益を確保し健全な経営基盤を確立することを経営上の重要課題としております。これに対応するため、リスク毎の管理担当部署でリスクの測定・管理を行っており、リスク管理の統括部署であるリスク統括部において、すべてのリスクの把握、統制に努めております。

また、取締役社長を委員長としたグループリスク管理委員会を毎月開催しており、当社グループのリスク管理方針、業務に係る各種リスクの状況の把握と評価、管理に係る事項等を協議・決議しております。

<責任限定契約の内容の概要>

当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行を行わない取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

<役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要>

当社は、会社法第430条の3第1項の規定により、保険会社との間で、会社法第423条、第429条、第847条及び第847条の3を根拠とする被保険者が負担することとなる損害を補填する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく被保険者の範囲は、当社及び当社の会社法上の子会社の全取締役、執行役員及び管理職従業員であります。

<取締役の定数>

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は12名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨、定款に定めております。

<取締役の選任の決議要件及び任期>

イ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する旨を定款で定めております。また、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

ロ. 取締役の任期

取締役（監査等委員であるものを除く）の任期について、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款で定めております。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款で定めております。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとし、補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする旨を定款で定めております。

<取締役会で決議できる株主総会決議事項>

イ. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

また、会社法第459条の規定により、取締役会の決議によって、同法第160条第1項の規定による決定をする場合以外の場合における同法第156条第1項各号に掲げる事項を定め、自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

これらは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

ロ. 剰余金の配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これは、株主への安定的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

<株主総会の特別決議要件>

当社は、株主総会の特別決議要件については、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

これは、株主総会における特別決議定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

<種類株主総会の特別決議要件>

当社は、種類株主総会の特別決議要件については、会社法第324条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

これは、種類株主総会における特別決議定足数を緩和することにより、種類株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

<種類株主の議決権の有無及びその内容の差異>

B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式は、「第4 提出会社の状況」の「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」に記載のとおり、定款の定めに基づき、普通株式と議決権に差異を有しております。

これは、当社が資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とすることを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

1. 有価証券報告書提出日現在の役員の状況

2026年6月18日（有価証券報告書提出日）現在の役員の状況は、以下のとおりです。

男性14名 女性1名 （役員のうち女性の比率6%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会長	西 塚 英 樹	1971年11月26日生	1995年4月 殖産銀行入行 2023年6月 きらやか銀行執行役員経営企画部長 2024年4月 同行執行役員広域営業部長 2024年6月 同行取締役 2024年9月 同行代表取締役頭取（現任） 当社代表取締役会長（現任）	2025年6月 から1年	普通株式 1
代表取締役社長	坂 爪 敏 雄	1966年1月19日生	1991年4月 仙台銀行入行 2019年6月 同行取締役融資部長兼管理部長 2021年6月 同行取締役地元企業応援部長 （株）仙台銀キャピタル&コンサルティング取締役 2022年6月 同行常務取締役営業本部長兼地元企業応援部長 （株）仙台銀キャピタル&コンサルティング代表取締役社長 2023年6月 同行常務取締役営業本部長 当社取締役 2024年6月 同行代表取締役頭取（現任） 2024年9月 当社代表取締役社長（現任）	2025年6月 から1年	普通株式 5
常務取締役	尾 形 毅	1966年1月30日生	1989年4月 仙台銀行入行 2015年6月 同行取締役経営企画部長兼経理部長 2016年6月 同行取締役本店営業部長 2018年6月 同行取締役 当社取締役総合企画部長 2022年6月 当社常務取締役総合企画部長 2024年6月 同行代表取締役常務 当社常務取締役（現任） 2025年6月 同行代表取締役専務（現任）	2025年6月 から1年	普通株式 5
常務取締役	鈴 木 治	1971年12月17日生	1995年4月 山形しあわせ銀行入行 2023年6月 きらやか銀行執行役員企業支援部長 2024年4月 同行執行役員与信管理グループ長兼企業支援部長 2024年6月 同行取締役企業支援部長 2024年9月 同行代表取締役専務（現任） 当社常務取締役（現任）	2025年6月 から1年	普通株式 2
取締役	中 澤 雄二郎	1969年11月29日生	1992年4月 仙台銀行入行 2022年4月 同行執行役員東部工場団地支店長 2023年6月 同行取締役融資部長兼管理部長 2024年6月 同行常務取締役 2025年6月 同行代表取締役常務（現任） 当社取締役（現任）	2025年6月 から1年	普通株式 2
取締役	鈴 木 拓 志	1975年1月29日生	1998年4月 殖産銀行入行 2023年6月 きらやか銀行執行役員新発田支店長 2024年6月 同行執行役員法人サポート部長 2024年9月 同行取締役支店サポートグループ長 当社取締役（現任） 2025年6月 同行代表取締役常務（現任）	2025年6月 から1年	普通株式 0
取締役	柴 田 健	1974年11月30日生	2007年4月 仙台銀行入行 2022年4月 同行執行役員経営企画部長兼経理部長 2022年6月 （株）仙台銀キャピタル&コンサルティング取締役 2023年6月 同行取締役経営企画部長兼経理部長 2024年9月 当社取締役（現任） 2025年6月 同行常務取締役経営企画部長兼経理部長（現任）	2025年6月 から1年	普通株式 2

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	小 林 祐 介	1975年2月28日生	1997年4月 殖産銀行入行 2022年4月 きらやか銀行上山支店長 2024年6月 当社総合企画部長 2024年9月 同行取締役企画グループ長 当社取締役（現任） 2025年6月 同行常務取締役（現任）	2025年6月 から1年	普通株式 1
取締役	半 田 稔	1957年9月3日生	1989年4月 弁護士登録（山形県弁護士会） 半田稔法律事務所開設 半田稔法律事務所所長（現任） 2009年4月 山形県弁護士会会長 日本弁護士連合会理事 東北弁護士会連合会副会長 2015年1月 天童市情報公開・個人情報保護審査会会長 （現任） 2017年2月 山形県弁護士協同組合理事長（現任） 2018年7月 山形県収用委員会会長（現任） 2019年6月 当社取締役（現任） 2023年5月 ㈱ヤマザワ取締役（現任）	2025年6月 から1年	普通株式 -
取締役	長 谷 川 靖	1962年2月22日生	1984年4月 大蔵省入省 2007年7月 金融庁監督局銀行第2課長 2008年7月 同庁監督局保険課長 2010年7月 同庁監督局総務課長 2012年7月 同庁総務企画局企画課長 2014年7月 財務省福岡財務支局長 2015年7月 金融庁総務企画局審議官（企画・市場・官 房担当） 2016年7月 財務省東海財務局長 2017年6月 国際協力銀行常務取締役（審査・リスク管 理担当） 2019年6月 財務省退官 2019年11月 三井住友信託銀行顧問 2020年4月 SBIホールディングス㈱入社 2020年8月 地方創生パートナーズ㈱執行役員事務局長 （現任） 2021年6月 福島銀行取締役 当社取締役（現任） 2022年2月 SBI地銀ホールディングス㈱取締役 2023年6月 きらやか銀行取締役（非業務執行）（現任） 2025年5月 SBI地銀ホールディングス㈱代表取締役社長 （現任） 2026年2月 一般社団法人未来社会デザイン機構理事 （現任）	2025年6月 から1年	普通株式 -
取締役	佐 竹 勤	1953年3月2日生	1975年4月 東北電力㈱入社 2007年6月 同社執行役員企画部長 2009年6月 同社常務取締役お客さま本部長 ㈱ユアテック監査役（非常勤） 2012年6月 同社監査役（非常勤）退任 同社取締役（非常勤） 東北電力㈱取締役副社長 2013年6月 ㈱ユアテック取締役（非常勤）退任 2014年6月 東北電力㈱取締役退任 ㈱ユアテック代表取締役社長 2019年6月 同社代表取締役社長 社長執行役員 2021年6月 同社代表取締役会長 2022年6月 当社取締役（現任） 2023年6月 同社相談役 2024年6月 同社顧問（現任）	2025年6月 から1年	普通株式 0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役監査等委員	三 瓶 渉	1966年8月8日生	1989年4月 仙台銀行入行 2012年4月 同行高砂支店長 2013年7月 同行企画部企画課長 2013年10月 同行経営企画部経営企画課長兼経営管理室長 2014年10月 同行長町南支店長 2018年6月 同行地元企業応援部長 2019年6月 同行個人営業部長 2023年4月 同行執行役員監査部長 2024年6月 当社取締役監査等委員（現任）	2025年6月から2年	普通株式 2
取締役監査等委員	伊 藤 吉 明	1950年7月21日生	1976年11月 監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所 会計士補登録 1981年3月 公認会計士登録 1983年9月 伊藤栄一公認会計士事務所入所 1983年11月 税理士登録 1988年7月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）社員 1999年6月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員山形事務所長 2002年4月 山形県包括外部監査人 2002年7月 日本公認会計士協会東北会副会長 日本公認会計士協会東北会山形県会会長 2007年7月 伊藤公認会計士事務所所長（現任） 2010年6月 きらやか銀行監査役 2012年10月 当社監査役 2016年6月 同行監査役退任 2019年6月 当社監査役退任 当社取締役監査等委員（現任）	2025年6月から2年	普通株式 1
取締役監査等委員	高 橋 節	1950年2月3日生	1972年4月 山形県庁入庁 2001年4月 同庁東京事務所長 2004年4月 同庁農林水産部長 2006年4月 同庁庄内総合支庁長 2008年7月 同庁健康福祉部長 2009年3月 同庁退庁 山形県副知事 山形県スポーツ振興21世紀協会副理事長 2012年4月 同協会理事長 2013年3月 山形県副知事退任 2013年8月 ㈱モンテディオ山形代表取締役社長 2015年11月 同社代表取締役社長退任 2016年6月 当社監査役 2019年6月 当社監査役退任 当社取締役監査等委員（現任）	2025年6月から2年	普通株式 -
取締役監査等委員	伊 東 昭 代	1959年1月11日生	1983年4月 宮城県庁入庁 2013年4月 同庁東京事務所長 2014年4月 同庁保健福祉部長 2016年4月 同庁震災復興・企画部長 2018年4月 同庁総務部長 2019年3月 同庁退庁 2019年4月 宮城県教育委員会教育長 2023年3月 同教育委員会教育長退任 2023年4月 宮城県美術館長 2023年6月 当社取締役監査等委員（現任） 2024年4月 日本赤十字社理事（現任） 2026年3月 宮城県美術館長退任 2026年4月 宮城県美術館顧問（現任）	2025年6月から2年	普通株式 0
計					普通株式 27

（注） 取締役の半田稔氏、長谷川靖氏、佐竹勤氏、伊藤吉明氏、高橋節氏、及び伊東昭代氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

② 社外役員の状況

有価証券報告書提出日現在、当社は、社外取締役6名を選任しており、うち3名は監査等委員である取締役であります。各社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割並びに選任についての考え方は次のとおりであります。

半田稔氏は、弁護士活動を通じた豊富な経験と専門的な知識に基づいた提言や意見表明が期待できることから、社外取締役として選任しております。なお、当社との間には特別な利害関係はありません。

長谷川靖氏は、金融行政に長年携わられ豊富な経験と専門知識に基づいた提言や意見表明が期待できることから、社外取締役として選任しております。なお、当社との間には特別な利害関係はありません。また、子銀行であるきらやか銀行の取締役（非業務執行）に就任しております。

佐竹勤氏は、会社経営に対する幅広い知識と高い識見に基づいた提言や意見表明が期待できることから、社外取締役として選任しております。なお、当社との間には特別な利害関係はありません。

伊藤吉明氏は、公認会計士として財務・会計面における専門的な知識と高い識見に基づいた提言や意見表明を行い、公正かつ中立な立場で独立役員としての役割を適切に果たすことが期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、当社との間には特別な利害関係はありません。

高橋節氏は、山形県庁において農林水産部長・健康福祉部長、副知事の要職を歴任して培った豊富な経験と識見に基づいた提言や意見表明を行い、公正かつ中立な立場で独立役員としての役割を適切に果たすことが期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、当社との間には特別な利害関係はありません。

伊東昭代氏は、宮城県庁において部長職を歴任し、宮城県教育委員会教育長の要職を務めるなど、豊富な行政経験と幅広い識見を有しており、的確な提言や意見、並びに公正かつ中立の立場で当社の経営全般の監督が期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、当社との間には特別な利害関係はありません。

半田稔氏、佐竹勤氏、伊藤吉明氏、高橋節氏、伊東昭代氏につきましては当社の経営を監視するうえでの独立性を確保していることから、国内証券取引所の規程に定める独立役員に選定しております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役（監査等委員である取締役を除く）は、一般株主の利益への十分な配慮や社外の視点を経営の意思決定に反映させ、経営の意思決定機能及び監督機能を強化する役割を担っており、取締役会への出席を通じ、その機能を実効的に発揮する体制を確保しております。また、監査等委員である社外取締役は、代表取締役との定期的会合、取締役会の出席、及び会計監査人との連携を通じ、監査を実効的に行う体制確保を担っております。

なお、社外取締役は、内部統制の状況について取締役会で報告を受けているほか、専門的な見地から助言を行う等、内部統制の有効性を確認しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社は、2019年6月25日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。

有価証券報告書提出日現在、監査等委員である取締役は4名であり、うち3名が社外取締役であります。

監査等委員である取締役は、監査計画書（年度）に基づき、会計監査人との意見交換や重要書類の閲覧・調査を行い、当社の内部管理態勢の検証を目的とした監査を実施し、また、取締役会をはじめとした当社の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の監査を実施しております。

なお、監査等委員である社外取締役 伊藤吉明氏は、公認会計士として財務・会計面における専門的な知識と高い識見を有しております。

当事業年度において、監査等委員会を15回開催しており、個々の出席状況は次の通りであります。

氏 名	開催回数	出席回数
三瓶 渉 (常勤監査等委員)	15回	15回
伊藤 吉明 (社外)		15回
高橋 節 (社外)		15回
伊東 昭代 (社外)		15回

監査等委員会における具体的な検討内容として、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任若しくは解任又は辞任についての監査等委員会の意見の決定、取締役の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう）についての監査等委員会の意見の決定、その他法令及び定款に定められた職務やサステナビリティ関連に係る対応等を検討しております。

また、常勤監査等委員の活動として、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うことで、情報収集や監査の実効性を高めております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査は、所管部署である監査部（人員19名）が、取締役会で承認された内部監査計画書に基づき内部管理の状況に応じた頻度・深度を考慮しながら実施しております。また、内部監査によるリスク管理態勢・コンプライアンス態勢・内部統制機能などの適切性・有効性の検証結果については、四半期毎、取締役会に報告しております。

また、当社グループの監査等委員と監査部がグループ監査に係る情報や課題を協議、認識を共有し、監査体制の充実と実効性の向上を図ることを目的として、監査意見交換会を設置しております。監査意見交換会は、当社の取締役監査等委員並びに監査部長と、当社の子会社であるきらやか銀行及び仙台銀行の取締役監査等委員並びに監査部長で構成しております。

定期的に会合を実施することで、情報交換や機能的な連携を図り、内部監査の実効性を確保するとともに、内部監査部門から、取締役会や監査等委員等へ直接報告できる体制を構築しております。

③ 会計監査の状況

イ. 監査法人の名称及び業務を執行した公認会計士

当社は、会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を結んでおり、会計監査を受けております。業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査期間は以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員	臼倉 健司	EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	山田 修	EY新日本有限責任監査法人

(注) 指定有限責任社員業務執行社員の継続監査期間につきましては、全員7年以内であるため記載を省略しております。

ロ. 継続監査期間

50年間

EY新日本有限責任監査法人の前身の武蔵監査法人による、当社の連結子会社である株式会社きらやか銀行の前身の株式会社殖産相互銀行への監査開始時から期間を通算しております。

ハ. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名、その他 10名

(注) その他は、公認会計士試験合格者及びシステム監査担当者等であります。

ニ. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、会計監査人の選定基準を定めており、以下の項目について検討をしております。

- ・監査法人の概要
- ・監査の実施体制等
- ・監査報酬見積額

当社の監査等委員会は、EY新日本有限責任監査法人が当該基準を満たすことを確認したため、当社の監査法人に選定しております。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に召集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

ホ. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人の評価基準を定めており、以下の項目について評価をしております。

- ・監査法人の品質管理
- ・監査チームの独立性の保持
- ・監査報酬の水準
- ・監査法人と監査等委員会との有効なコミュニケーション
- ・監査法人と経営者や内部監査部門等との有効なコミュニケーション
- ・監査法人の品質管理体制における不正リスクへの十分な配慮

当社の監査等委員会は、評価基準に基づく評価結果により、EY新日本有限責任監査法人の職務は適正に行われていると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	17	—	17	1
連結子会社	96	—	96	8
計	113	—	114	9

(注) 1. 前連結会計年度における上記報酬の額以外に、前々連結会計年度の連結子会社の監査証明業務に基づく追加報酬が5百万円あります。

2. 当連結会計年度の提出会社及び連結子会社における非監査業務の内容は、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」及び同適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」に係る導入支援業務であります。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イ. を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	—	—	—
連結子会社	—	0	—	2
計	—	0	—	2

- （注） 1. 前連結会計年度の連結子会社における非監査業務の内容は、EY税理士法人による「外国口座税務コンプライアンス法」及び「日本版非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に関する業務であります。
2. 当連結会計年度の連結子会社における非監査業務の内容は、EY税理士法人による「外国口座税務コンプライアンス法」及び「日本版非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に関する業務及び「消費税適正化に係る支援業務」であります。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針
該当事項はありません。

ホ. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提出した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項及び同条第3項の同意をした理由は、監査報酬が当社の規模、複雑性、リスクに照らして合理的であると評価したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、2019年6月25日開催の第7期定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役とを区別した報酬等の額を設定し、報酬の決定に関する方針を次のとおり定めております。

イ. 報酬の決定に関する方針等

- a. 当社では、当社の取締役の報酬並びに取締役の指名を検討するにあたっての透明性、公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現することなどを目的に、取締役会の諮問機関として指名・報酬協議会を設置しております。

取締役の報酬を決定するにあたっての方針としては、当社グループの経営方針の実現、持続的な成長を可能とするよう、業績向上への貢献意欲を高めることを目的としております。また、取締役の報酬の水準については、経済や社会の情勢を踏まえ、当社として適切な水準を決定することとしております。

報酬額については、株主等利害関係者に対して納得性のある報酬水準とするために、指名・報酬協議会で当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬額の検討を行い、その結果を基に当社の取締役会で審議の上、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を決定しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会の承認枠の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

- b. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第7期定時株主総会において、年額1億8千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）、ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないと決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は10名（うち社外取締役2名）となります。

また、2023年6月22日開催の第11期定時株主総会において、この報酬限度額1億8千万円以内の内枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する株式報酬の限度額を4千万円以内（46,100ポイント以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は8名となります。

なお、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第7期定時株主総会において、年額6千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名となります。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

- a. 当該方針の決定の方法

報酬等の額の決定にあたっては、取締役会の諮問機関として設置した指名・報酬協議会で、当社の取締役の報酬額の検討を行い、その結果を基に取締役会で審議のうえ、当社取締役の報酬額を決定しております。

- b. 当該方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等は、業務執行取締役と社外取締役に区別し、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と、業績連動報酬としての株式報酬により構成され、監督機能を担う社外取締役は、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみとしております。

なお、業績連動報酬としての株式報酬は、上場会社として中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、「株式給付信託（BBT）」を導入しております。

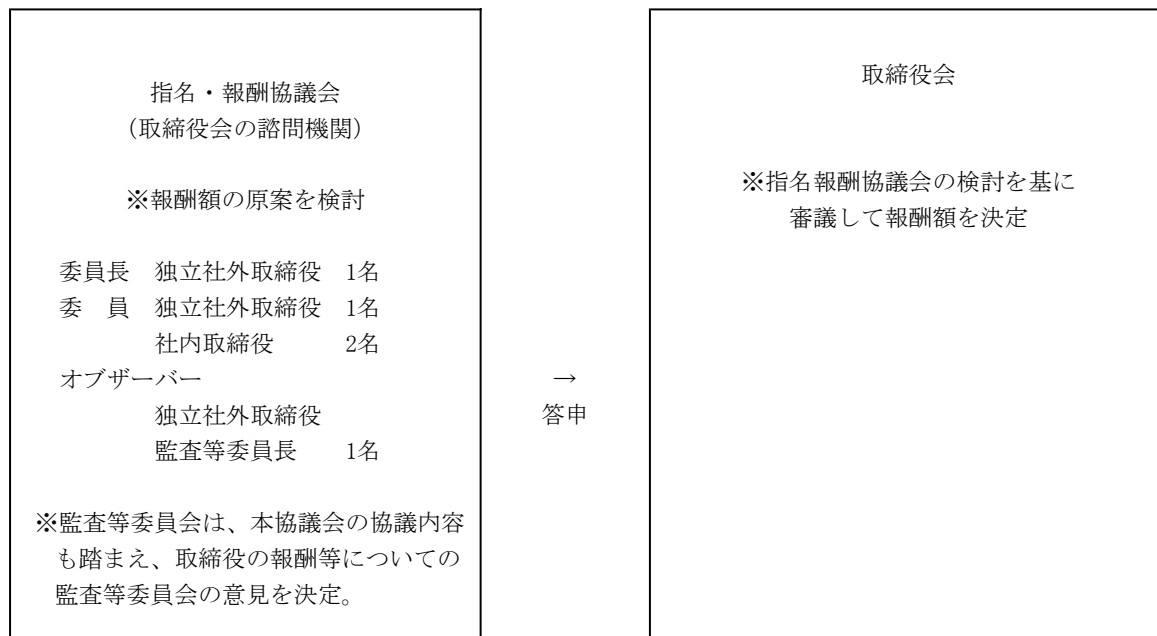
- c. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案し決定いたします。業績連動報酬である株式報酬は、役位別の基準ポイントに前事業年度における業績に応じた業績係数を乗じて決定いたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬協議会が原案について当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も基本的にその答申を尊重し当該方針に沿うものであると判断しております。

なお、当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額の決定過程につきましては、指名・報酬協議会を2回開催し、当協議会の諮問を受けたうえ、取締役会にて計2回の審議を実施しております。

<役員報酬の決定方法>



<役員報酬体系の概要>

	報酬区分	報酬内容	支給時期	支給方法	報酬額の構成			
					取締役		監査等委員である取締役	
					業務執行取締役	社外取締役	社内取締役	社外取締役
役員報酬	基本報酬	固定	毎月	金銭	95%～97% (基本)	100% (基本)	100% (基本)	100% (基本)
	株式報酬	業績連動	退任時	株式	3%～5% (株式報酬)			

② 業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」の概要

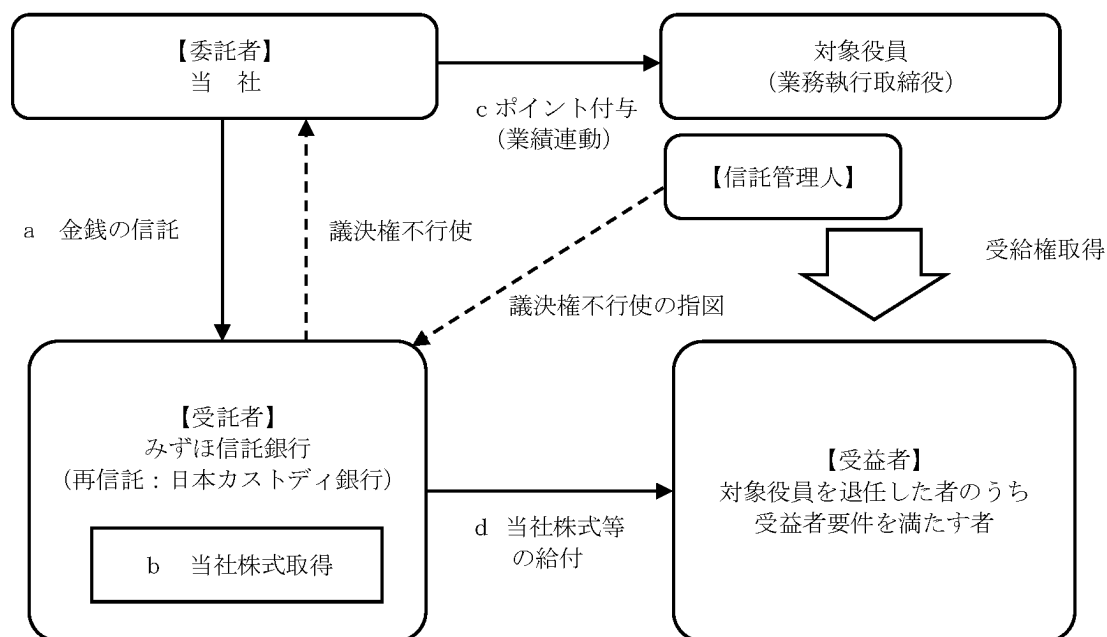
当社は、2016年6月21日開催の第4期定時株主総会において、上場会社として中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、中長期インセンティブ報酬として業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」の導入を決議し、役員株式給付規程を定めて運用しております。

イ. 株式給付信託（BBT）の仕組み

- a. 当社は、株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- b. 本信託は、a. で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場を通じて取得します。
- c. 当社グループ（きらやか銀行、仙台銀行含む）は、対象役員に対して、前事業年度の業績に連動したポイントを年1回付与します。
- d. 本信託は、対象役員を退任した者のうち受益者要件を満たした者（以下「受益者」）に対して、当該受益者に付与された累計ポイント数に応じて、1ポイント＝1株にて、原則、当社株式を一括給付します。

<株式給付信託(BBT)の仕組み>

制度趣旨： 中長期的な業績の向上と企業価値の増大 → 中長期的インセンティブ報酬



※在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合、または在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為等があったと、指名・報酬協議会への諮問を経たうえで、取締役会が判断した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととしております。

ロ. 業績連動のポイント付与の仕組み

a. 役位別基準ポイントの設定

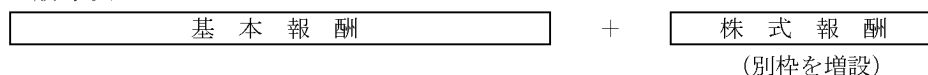
株式報酬制度の導入にあたっては、対象役員の基本報酬とは別枠で株式報酬枠を新たに設定する方法が一般的であり、その多くが役員賞与等に相当するものとなっております。

しかしながら、当社では、株式報酬制度の導入以前に役員退職慰労金制度を廃止して、その原資の一部を基本報酬に加えて支給していたこと、また、国の公的資金が導入されていることなどを踏まえ、それまでの基本報酬の一部を役位に応じて減額（3%～5%）し、その報酬額分を株式報酬に充当する制度としております。当社の株式報酬は、退任時に給付されることから、役員退職金的な性格を有するものとなっております。

この株式報酬に充当する報酬額を、信託財産（当社株式）の簿価単価で除したものが役位別基準ポイントであります。

<株式報酬枠の設定方法>

一般的なケース



当社



<役位別基準ポイントの計算方法>

$$\boxed{\text{株式報酬への年間充当額}} = \boxed{\text{役員報酬}} \times \boxed{\text{役位別の株式報酬割合 (3\% \sim 5\%)}}$$

$$\boxed{\text{役位別基準ポイント}} = \boxed{\text{株式報酬への年間充当額}} \div \boxed{\text{信託財産簿価単価}}$$

b. 対象役員へ付与するポイント数（毎年度）

対象者役員へ付与するポイント数は、当社グループ全体の業績向上に対する意識を高めるため、当社中期経営計画の前事業年度における連結当期純利益の達成率を基準とし、さらにグループ全体の業績に対する各子銀行の貢献度を反映させるため、各子銀行の単体当期純利益の達成率も加味しております。

この達成率を踏まえて、業績評価の係数を決定いたします。一般的に株式報酬が役員賞与等に相当する場合は、この業績評価の係数は広範なものとなりますが、当社においては、前記のとおり、本報酬で付与されるポイントが役員退職金の積立に相当する性格を有していること、また当社では国の公的資金が導入されていることなどを考慮して、1.10～0.70に限定しております。

対象役員へ付与するポイント数は、役位別基準ポイントに業績評価の係数を乗じて算出し、指名・報酬協議会の協議を経て、当社及び子銀行の取締役会で決定しております。

なお、金融環境の急変等があった場合は、中期経営計画の連結当期純利益に代えて、年度業績予想の達成率を適用できることにしております。

$$\boxed{\text{対象役員へ付与するポイント数}} = \boxed{\text{役位別基準ポイント}} \times \boxed{\text{業績評価の係数}}$$

↓

＜業績評価の係数＞

① 中期経営計画の連結当期純利益の達成率
(各子銀行の業績貢献度も加味)

↓

② 業績評価係数を決定 (1.10～0.70)
※赤字決算等の場合は、上記係数に関わらず別途協議

c. 業績評価指標の目標及び実績

当事業年度における業績連動報酬に係る業績評価指標（当社中期経営計画における2025年3月期当期純利益）の目標及び実績は以下のとおりでございます。

	目 標	実 績
当 社 （連結）	11億円	15億円
きらやか銀行（単体）	1 億円	5 億円
仙台銀行 （単体）	8 億円	8 億円

③役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

役員区分	員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		
			固定報酬 (基本報酬)	業績連動報酬	
				(賞与)	(株式報酬)
取締役 (監査等委員である取締役 及び社外取締役を除く)	9	38	37	—	1
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	1	10	10	—	—
社外役員	6	28	28	—	—

※ 報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、役員ごとの報酬等を記載しておりません。

※ 上表には、当事業年度に退任した取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）1名を含めております。

※ 業績連動報酬（株式報酬）の額は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する株式給付信託（BBT）に関して当事業年度中に費用計上した額であります。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社及び連結子会社が純投資目的以外の目的である株式投資として区分する政策投資株式の基準につきましては、下記のとおりであります。

- i) 取引先との関係強化により取引深耕を図る目的。
- ii) 未取引先との関係強化により取引開始を図る目的。
- iii) 地域の開発、振興等に寄与し地域の発展に貢献する目的。
- iv) 他行との関係強化により、人材育成や情報の共有、ノウハウの交換等により共存共栄を図る目的。
- v) その他上記に準じる目的。

②保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策投資株式は、取引先や当社及び当社グループ会社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合や、地域開発ならびに地域振興に寄与し、地域経済の発展に資すると判断される場合において、総資産に対して過大とならない範囲で限定的に保有することとしております。

また、取締役会は、毎年、政策投資株式の個別銘柄毎に保有目的の適切性、資本コスト等を踏まえた採算性を精査し、定期的に保有の適否を検証しております。検証の結果、中長期的な視点で企業価値向上が期待できないと判断した株式については、株式市場の動向も踏まえ縮減することとしております。

③株式会社きらやか銀行における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）は、当連結会計年度は株式会社きらやか銀行であります。

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

ａ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
上場株式	11	1,158
非上場株式	63	5,489

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額（百万円）	株式数の増加の理由
上場株式	1	299	取引深耕先として、良好な関係の維持・強化を図るため
非上場株式	—	—	—

(注) 株式分割等により株式数が増加した銘柄は含めておりません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 または清算価額の合計額 (百万円)
上場株式	4	315
非上場株式	2	15

b. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由 (注1)	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社UNICO Nホールディングス	283,000	—	同社との取引を総合的に勘案し、良好な 関係の維持・強化を図るため保有してお ります。	有
	287	—		
株式会社大光銀行	105,500	105,500	当行と営業基盤の異なる同業態企業との 情報交換等による協力関係の維持を図る ため保有しております。	有
	242	151		
株式会社山形銀行	67,300	67,300	同行との情報交換や各種提携による業務 関連性を加味し共存共栄を図るため保有 しております。	有
	159	94		
株式会社宮崎太陽銀 行	47,800	47,800	当行と営業基盤の異なる同業態企業との 情報交換等による協力関係の維持を図る ため保有しております。	有
	105	60		
岡谷鋼機株式会社	10,000	10,000	同社との取引を総合的に勘案し、良好な 関係の維持・強化を図るため保有してお ります。	有
	90	69		
株式会社南日本銀行	54,900	54,900	当行と営業基盤の異なる同業態企業との 情報交換等による協力関係の維持を図る ため保有しております。	有
	76	45		
佐藤商事株式会社	22,990	22,990	同社との取引を総合的に勘案し、良好な 関係の維持・強化を図るため保有してお ります。	無
	54	34		
ミクロン精密株式会 社	20,000	20,000	当行が営業基盤とする地域に営業・製造 拠点を有し、地域開発ならびに地域振興 に寄与し、地域経済の発展に資する企業 との総合的な取引関係の維持・強化によ る取引先及び当行の企業価値向上のため 保有しております。	有
	41	30		
株式会社トマト銀行	25,200	25,200	同行との情報交換や各種提携による業務 関連性を加味し共存共栄を図るため保有 しております。	有
	39	30		
燦ホールディングス 株式会社	27,000	30,000	当行が営業基盤とする地域に営業・製造 拠点を有し、地域開発ならびに地域振興 に寄与し、地域経済の発展に資する企業 との総合的な取引関係の維持・強化によ る取引先及び当行の企業価値向上のため 保有しております。	有
	35	29		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由 (注1)	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日東ベスト株式会社	35,000	35,000	当行が営業基盤とする地域に営業・製造 拠点を有し、地域開発ならびに地域振興 に寄与し、地域経済の発展に資する企業 との総合的な取引関係の維持・強化によ る取引先及び当行の企業価値向上のため 保有しております。	有
	25	26		
株式会社八十二長野 銀行	—	134,112	情報交換等による協力関係の維持を図る ため保有しておりましたが、当事業年度 において売却いたしました。引き続き、 協力関係の維持・強化を図ってまいりま す。	有
	—	141		
株式会社栃木銀行	—	118,000	情報交換等による協力関係の維持を図る ため保有しておりましたが、当事業年度 において売却いたしました。引き続き、 協力関係の維持・強化を図ってまいりま す。	無
	—	37		
株式会社福井銀行	—	13,300	情報交換等による協力関係の維持を図る ため保有しておりましたが、当事業年度 において売却いたしました。引き続き、 協力関係の維持・強化を図ってまいりま す。	無
	—	23		
株式会社弘電社	—	6,500	良好な関係の維持・強化を図るため保有 しておりましたが、当事業年度において 売却いたしました。引き続き、関係の維 持・強化を図ってまいります。	無
	—	13		

(注) 1. 定量的な保有の効果について記載はしておりませんが、資本コスト及び預金・融資取引等を総合的に勘案し、保有の合理性を検証しております。

2. きらやか銀行が保有しておりましたころネット株式会社は2026年2月1日に燦ホールディングス株式会社と株式交換を行ったことに伴い、燦ホールディングス株式会社に銘柄名を変更しております。
3. きらやか銀行が保有しておりました株式会社八十二銀行は2026年1月1日に完全子会社である株式会社長野銀行と合併したことに伴い、株式会社八十二長野銀行に銘柄名を変更しております。
4. 当社の株式の保有の有無については、対象先の子会社等が保有する場合も「有」としております。

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

ロ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

ニ. 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

④株式会社仙台銀行における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が次に大きい会社は、当連結会計年度は株式会社仙台銀行であります。

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
上場株式	1	3
非上場株式	40	226

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額（百万円）	株式数の増加の理由
上場株式	—	—	—
非上場株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額（百万円）
上場株式	—	—
非上場株式	1	5

ｂ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社ココペリ	9,940	9,940	業務提携先である同社との良好な関係の 維持・強化を図るため保有しております。	無
	3	3		

（注）定量的な保有の効果について記載はしていませんが、資本コスト及び預金・融資取引等を総合的に勘案し、保有の合理性を検証しております。

（みなし保有株式）

該当事項はありません。

ロ．保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
上場株式	73	5,664	56	4,189
非上場株式	—	—	—	—

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額（百万円）	売却損益の 合計額（百万円）	評価損益の 合計額（百万円）
上場株式	181	400	1,378
非上場株式	—	—	—

ハ．当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

ニ．当事業年度の前４事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的
に変更したもの
該当事項はありません。

⑤提出会社における株式の保有状況

当社は、子会社の経営管理を主たる業務としている会社であります。保有する株式は関係会社株式のみであり、投資株式は保有していません。

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

ロ．保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループの経営理念は、「宮城と山形をつなぎ、中小企業支援を通じて、地元中小企業や地域社会に貢献する」ことです。

経営理念を実現するため、中期経営計画（計画期間2024年4月～2027年3月）では、中小企業支援の深化、業務変革（DX）、経営管理、SBIグループ連携を事業戦略の柱としております。

これらの取組みの実現に向けて人的資本戦略を策定しており、人事制度の見直しや運用改善を通じて、意欲と実力が備わった多様な人材が活躍する組織づくりを進めております。

2028年には、SBIグループ連携の強化のため、勘定系システムをSBI地方創生バンキングシステム株式会社が提供する「次世代バンキングシステム」に更改する予定であり、更改を契機に、業務変革（DX）を推し進め、顧客利便性の向上と事務の効率化を目指します。

また、事務の効率化により、対面営業人材の創出が可能となるため、事務からコンサルへの流れを加速させ、一層の中小企業支援の深化に注力してまいります。

これらの事業戦略を担う人材ポートフォリオ構築のため、人材育成や採用活動等の人事施策を実施し、当社グループの必要人材の確保に努めてまいります。

<人材育成の取組みについて>

当社グループは、各職員の業務レベルや階層に応じた研修を実施しており、指名制、公募制を併用して職員が意欲を持って自己成長に取り組める環境を整備しております。

また、きらやか銀行、仙台銀行ともにエリア営業体制を導入しており、渉外担当者や融資担当者を中核店に集約することで、職員のナレッジを共有するとともに、与信管理のアドバイスや取引先の帯同訪問など、実務に即した実践的なスキルを習得できる機会を設けています。

<環境整備の取組みについて>

当社グループは、職員一人ひとりのワークライフバランスの実現や女性活躍推進などに積極的に取り組んでおります。

ワークライフバランスの充実を図るため、多様な働き方の実現とパフォーマンスの向上、健康の維持や人材の定着などを目的として、各種休暇制度を制定しております。

また、人事課内に相談窓口を設置し、職員が働きやすく、心理的安全性の高い職場づくりに取り組んでおります。

<従業員給与・報酬の決定方針>

当社グループにおける従業員の給与その他の給付の額及び内容の決定については、収益環境や社会情勢を踏まえ、きらやか銀行及び仙台銀行各社の経営会議で決定しております。

また、賞与については、決算の実績や業績見通しに応じて、その都度決定しており、従業員の業績に応じて加算するなど、組織貢献意欲や従業員エンゲージメントを向上させる取り組みを実施しております。

当社グループの賃金体系は、役職や社内資格に応じて増減するほか、多様化する従業員の働き方に対応するため、勤務エリアや希望職種に応じて選択が可能となっています。

ダイバーシティ&インクルージョンの取組みを推進し、職員のウェルビーイングの向上を図ることで、働きやすさと成長促進を実現できる環境を整備しております。

(2) 【従業員の状況】

①連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数（人）	1,294 [259]	22 [2]	64 [6]	1,380 [267]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員471人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

②当社の状況

2026年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率 （%）
2 [－]	47.2	23.4	6,973	2.7

- (注) 1. 当社従業員は株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行からの出向者であります。なお、従業員数には各子銀行からの出向兼務者（株式会社きらやか銀行15人、株式会社仙台銀行9人）、非出向兼務者（株式会社きらやか銀行73人、株式会社仙台銀行66人）は含まれておりません。
2. 当社の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均勤続年数は、当社、株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行の勤続年数を通算して算出しております。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
6. 当社には従業員組合はありません。当社グループにはきらやか銀行従業員組合（組合員数500人）、仙台銀行新労働組合（組合員数542人）が組織されております。労使間においては特記すべき事項はありません。

③最大人員会社の状況

ア 当事業年度における従業員数が最も多い会社

㈱仙台銀行

2026年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率 （%）
672 [142]	38.9	14.7	5,291	3.9

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員165人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 労働組合は、仙台銀行新労働組合と称し、組合員数は542人です。
労使間においては特記すべき事項はありません。

イ 上記アの次に従業員数が多い会社

㈱きらやか銀行

2026年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の 対前事業年度増減率 （%）
623 [117]	42.8	20.5	5,904	7.2

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員244人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 労働組合は、きらやか銀行従業員組合と称し、組合員数は500人です。
労使間においては特記すべき事項はありません。

④管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

a. 当社

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合 (%) (注 1)	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注 2)	労働者の男女の賃金の額の差異 (%) (注 1)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
0.0	—	—	—	—

b. 連結子会社

当事業年度					
名称	管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合 (%) (注 1)	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注 2)	労働者の男女の賃金の額の差異 (%) (注 1)		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
きらやか銀行	11.8	120.0	62.5	69.3	76.3
仙台銀行	15.0	84.6	67.7	77.6	91.3

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

<補足説明>

①当社は男性職員のみであります。また、育児休業取得について、該当者はございません。

②労働者の男女の賃金の額の差異について、同一職位による賃金格差は無いものの、若手職員の女性割合やエリアコース制度選択者の女性割合が高いことが、格差の要因となっております。

第5【経理の状況】

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
4. 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため、以下のような特段の取組みを行っております。
会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等の行う研修への参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※3 168,160	※3 163,324
買入金銭債権	740	706
金銭の信託	201	201
有価証券	※1, ※3, ※8 362,619	※1, ※3, ※8 349,666
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4 1,923,147	※1, ※2, ※3, ※4 1,941,043
リース債権及びリース投資資産	※1 11,306	※1 11,243
その他資産	※1, ※3 11,045	※1, ※3 10,973
有形固定資産	※6, ※7 19,117	※6, ※7 18,451
建物	7,047	6,845
土地	※5 9,755	※5 9,553
建設仮勘定	136	171
その他の有形固定資産	2,177	1,880
無形固定資産	1,244	958
ソフトウェア	1,048	763
その他の無形固定資産	195	194
退職給付に係る資産	5,694	6,855
繰延税金資産	207	254
支払承諾見返	※1 5,600	※1 5,956
貸倒引当金	△32,437	△28,799
資産の部合計	2,476,647	2,480,836
負債の部		
預金	※3 2,129,922	※3 2,164,332
譲渡性預金	※3 153,320	121,620
コールマネー及び売渡手形	—	※3 6,000
借入金	※3 82,930	※3 70,769
その他負債	18,604	20,116
賞与引当金	758	765
退職給付に係る負債	147	126
睡眠預金払戻損失引当金	99	67
偶発損失引当金	1,102	1,395
繰延税金負債	717	1,168
再評価に係る繰延税金負債	※5 773	※5 773
支払承諾	5,600	5,956
負債の部合計	2,393,977	2,393,092

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
純資産の部		
資本金	28,733	28,733
資本剰余金	78,862	78,862
利益剰余金	△1,687	747
自己株式	△78	△106
株主資本合計	105,829	108,236
その他有価証券評価差額金	△25,283	△23,254
土地再評価差額金	※5 1,632	※5 1,640
退職給付に係る調整累計額	287	923
その他の包括利益累計額合計	△23,363	△20,690
非支配株主持分	203	198
純資産の部合計	82,670	87,744
負債及び純資産の部合計	2,476,647	2,480,836

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月 31 日)
経常収益	38,274	44,080
資金運用収益	24,976	30,321
貸出金利息	23,623	27,613
有価証券利息配当金	752	1,579
コールローン利息及び買入手形利息	3	3
預け金利息	574	1,102
その他の受入利息	23	22
役務取引等収益	6,623	6,478
その他業務収益	1,091	894
その他経常収益	5,582	6,385
償却債権取立益	62	32
その他の経常収益	※1 5,520	※1 6,353
経常費用	36,143	40,921
資金調達費用	1,848	5,415
預金利息	1,448	4,468
譲渡性預金利息	128	339
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	1
借入金利息	260	593
その他の支払利息	11	12
役務取引等費用	3,878	3,907
その他業務費用	※2 1,137	※2 1,851
営業経費	※3 21,989	※3 22,401
その他経常費用	7,288	7,345
貸倒引当金繰入額	1,226	1,105
その他の経常費用	※4 6,062	※4 6,239
経常利益	2,130	3,159
特別利益	210	249
固定資産処分益	210	249
特別損失	355	60
固定資産処分損	149	8
減損損失	※5 206	※5 51
税金等調整前当期純利益	1,985	3,348
法人税、住民税及び事業税	525	611
法人税等調整額	△74	157
法人税等合計	450	768
当期純利益	1,535	2,579
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△28	△5
親会社株主に帰属する当期純利益	1,563	2,584

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	1,535	2,579
その他の包括利益	※1 △2,501	※1 2,655
その他有価証券評価差額金	△2,964	2,020
土地再評価差額金	△22	—
退職給付に係る調整額	484	635
包括利益	△966	5,235
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△937	5,240
非支配株主に係る包括利益	△29	△5

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	28,733	78,862	△3,402	△88	104,104
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			1,563		1,563
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				10	10
土地再評価差額金の取崩			151		151
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,715	10	1,725
当期末残高	28,733	78,862	△1,687	△78	105,829

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	△22,319	1,806	△197	△20,710	232	83,626
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益						1,563
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						10
土地再評価差額金の取崩						151
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,963	△174	484	△2,652	△29	△2,681
当期変動額合計	△2,963	△174	484	△2,652	△29	△956
当期末残高	△25,283	1,632	287	△23,363	203	82,670

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	28,733	78,862	△1,687	△78	105,829
当期変動額					
剰余金の配当			△141		△141
親会社株主に帰属する当期純利益			2,584		2,584
自己株式の取得				△30	△30
自己株式の処分				2	2
土地再評価差額金の取崩			△8		△8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,435	△27	2,407
当期末残高	28,733	78,862	747	△106	108,236

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	△25,283	1,632	287	△23,363	203	82,670
当期変動額						
剰余金の配当						△141
親会社株主に帰属する当期純利益						2,584
自己株式の取得						△30
自己株式の処分						2
土地再評価差額金の取崩						△8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,028	8	635	2,672	△5	2,667
当期変動額合計	2,028	8	635	2,672	△5	5,074
当期末残高	△23,254	1,640	923	△20,690	198	87,744

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,985	3,348
減価償却費	1,621	1,502
減損損失	206	51
貸倒引当金の増減(△)	△5,957	△3,638
賞与引当金の増減額(△は減少)	43	7
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△678	△1,161
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	38	△20
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△45	△32
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	44	292
資金運用収益	△24,976	△30,321
資金調達費用	1,848	5,415
有価証券関係損益(△)	444	244
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	0	△0
固定資産処分損益(△は益)	△61	△240
貸出金の純増(△)減	△6,973	△17,895
預金の純増減(△)	△139,888	34,410
譲渡性預金の純増減(△)	△28,102	△31,700
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△45,831	△12,161
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	120	150
コールローン等の純増(△)減	15	34
コールマネー等の純増減(△)	—	6,000
外国為替(資産)の純増(△)減	12	—
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	1,085	63
資金運用による収入	25,024	29,484
資金調達による支出	△1,323	△4,447
その他	31,685	1,403
小計	△189,660	△19,208
法人税等の還付額	85	40
法人税等の支払額	△655	△476
営業活動によるキャッシュ・フロー	△190,230	△19,644

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△49,159	△40,441
有価証券の売却による収入	3,234	12,347
有価証券の償還による収入	45,902	43,558
有形固定資産の取得による支出	△429	△624
有形固定資産の売却による収入	646	433
無形固定資産の取得による支出	△70	△131
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△116	—
その他	△48	△3
投資活動によるキャッシュ・フロー	△40	15,138
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△72	△6
自己株式の取得による支出	△0	△30
配当金の支払額	—	△141
財務活動によるキャッシュ・フロー	△73	△178
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△190,344	△4,685
現金及び現金同等物の期首残高	356,932	166,587
現金及び現金同等物の期末残高	※1 166,587	※1 161,902

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 8社

会社名

- ・株式会社きらやか銀行
- ・株式会社仙台銀行
- ・きらやかカード株式会社
- ・きらやかリース株式会社
- ・きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社
- ・山形ビジネスサービス株式会社
- ・株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング
- ・株式会社 J i m o T e c

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は連結決算日（3月末日）と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～50年

その他 2年～20年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,640百万円（前連結会計年度末は6,200百万円）であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、一部の連結子会社において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

なお、当連結会計年度は、支給見込額が零であるため計上しておりません。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、銀行業を営む連結子会社において、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年又は10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年又は10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 重要な収益及び費用の計上基準

① 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

③ クレジットカード業を営む連結子会社における受取保証料（役務取引等収益）については、当連結会計年度末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額（契約に基づく金額）を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

銀行業を営む連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結子会社の外貨建資産・負債はありません。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む一部の連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、銀行業を営む一部の連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

その他の連結子会社は、ヘッジ会計を適用しておりません。

(14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く。）の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」として計上しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
貸倒引当金	32,437百万円	28,799百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」の4.「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

(3) 翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(追加情報)

(株式給付信託 (BBT))

当社は、当社並びに当社子会社である株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行（以下「当社グループ」という。）の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象役員」という。）に対して業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託 (BBT) 」を導入しております。

1. 取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、対象役員に対して、当社グループが定める「役員株式給付規程」に従い、受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末29百万円、33千株、当連結会計年度末56百万円、80千株であります。

<参考>

当社は、2025年6月19日開催の定時株主総会をもって退任した当社グループの取締役1名に対して、「役員株式給付規程」に従い、当社株式3千株を給付しております。

(連結貸借対照表関係)

- ※ 1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、リース債権及びリース投資資産、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）等であります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	18,206百万円	20,715百万円
危険債権額	69,379百万円	68,179百万円
三月以上延滞債権額	一百万円	一百万円
貸出条件緩和債権額	3,603百万円	3,517百万円
合計額	91,188百万円	92,411百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※ 2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
	4,001百万円	3,476百万円

※ 3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2026年 3 月 31 日)
担保に供している資産		
現金預け金	8百万円	2百万円
有価証券	63,716 "	74,622 "
有価証券（担保予約）	30,498 "	10,397 "
貸出金	116,065 "	182,374 "
その他資産	1 "	1 "
計	210,289 "	267,397 "
担保資産に対応する債務		
預金	1,371 "	1,166 "
譲渡性預金	5,000 "	— "
コールマネー及び売渡手形	— "	6,000 "
借入金	75,400 "	63,400 "

上記のほか、為替決済の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2026年 3 月 31 日)
有価証券	23,637百万円	23,620百万円

また、その他資産には、敷金保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2026年 3 月 31 日)
敷金保証金	489百万円	488百万円

※ 4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2026年 3 月 31 日)
融資未実行残高	326,901百万円	336,233百万円
うち原契約期間が 1 年以内のもの （又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの）	326,839百万円	336,233百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※ 5. 土地の再評価に関する法律（1998年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、株式会社きらやか銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第 2 条第 3 号に定める土地課税台帳及び第 4 号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2026年 3 月 31 日)
1, 369 百万円	1, 261 百万円

※ 6. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2026年 3 月 31 日)
減価償却累計額	22, 867 百万円	23, 339 百万円

※ 7. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2026年 3 月 31 日)
圧縮記帳額	1, 229 百万円	1, 229 百万円
（当該連結会計年度の圧縮記帳額）	（一百万円）	（一百万円）

※ 8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2026年 3 月 31 日)
25, 640 百万円	20, 874 百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
株式等売却益	270百万円	933百万円

※ 2. その他業務費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
国債等債券売却損	1百万円	1百万円
国債等債券償還損	181百万円	1,063百万円
国債等債券償却	－百万円	5百万円

※ 3. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給料・手当	8,339百万円	8,549百万円

※ 4. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
貸出金償却	211百万円	141百万円
株式等売却損	18百万円	109百万円
株式等償却	514百万円	35百万円

※ 5. 減損損失

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当社グループが保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。賃貸資産は、賃貸物件毎にグルーピングを行っております。

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土地	宮城県	15
営業用店舗	土地	山形県	52
営業用店舗	建物	宮城県	24
営業用店舗	建物	山形県	54
賃貸	土地	山形県	14
店舗外現金自動設備	建物	宮城県	0
店舗外現金自動設備	その他	宮城県	0
遊休	土地	山形県	1
遊休	その他	宮城県	0
遊休	建物	山形県	44
遊休	ソフトウェア	宮城県	0
合計			206

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△2,877	1,843
組替調整額	△87	172
法人税等及び税効果調整前	△2,965	2,016
法人税等及び税効果額	0	3
その他有価証券評価差額金	△2,964	2,020
土地再評価差額金		
当期発生額	—	—
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	—	—
法人税等及び税効果額	△22	—
土地再評価差額金	△22	—
退職給付に係る調整額		
当期発生額	272	904
組替調整額	368	△20
法人税等及び税効果調整前	640	884
法人税等及び税効果額	△155	△249
退職給付に係る調整額	484	635
その他の包括利益合計	△2,501	2,655

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	26,840	—	—	26,840	
B種優先株式	13,000	—	—	13,000	
C種優先株式	10,000	—	—	10,000	
D種優先株式	5,000	—	—	5,000	
E種優先株式	18,000	—	—	18,000	
合計	72,840	—	—	72,840	
自己株式					
普通株式	99	1	12	89	(注) 1、2、3
合計	99	1	12	89	

(注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式(普通株式)には、株式給付信託(BBT)が保有する自社の株式がそれぞれ、45千株、33千株含まれております。

2. 自己株式(普通株式)の増加1千株は、単元未満株式の買取請求による増加1千株であります。

3. 自己株式(普通株式)の減少12千株は、株式給付信託(BBT)に基づく、対象役員7名の退任に伴う給付による減少12千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月19日 定時株主総会	普通株式	133	利益剰余金	5.00	2025年3月31日	2025年6月20日
	B種優先株式	2	利益剰余金	0.23	2025年3月31日	2025年6月20日
	C種優先株式	2	利益剰余金	0.20	2025年3月31日	2025年6月20日
	D種優先株式	1	利益剰余金	0.20	2025年3月31日	2025年6月20日
	E種優先株式	1	利益剰余金	0.10	2025年3月31日	2025年6月20日

(注) 2025年6月19日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	26,840	—	—	26,840	
B種優先株式	13,000	—	—	13,000	
C種優先株式	10,000	—	—	10,000	
D種優先株式	5,000	—	—	5,000	
E種優先株式	18,000	—	—	18,000	
合計	72,840	—	—	72,840	
自己株式					
普通株式	89	50	3	136	（注）1、2、3
合計	89	50	3	136	

（注）1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（BBT）が保有する自社の株式がそれぞれ、33千株、80千株含まれております。

2. 自己株式（普通株式）の増加50千株は、株式給付信託（BBT）に基づく買入による増加49千株及び単元未満株式の買取請求による増加1千株であります。

3. 自己株式（普通株式）の減少3千株は、株式給付信託（BBT）に基づく、対象役員1名の退任に伴う給付による減少3千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

（1）当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月19日 定時株主総会	普通株式	133	利益剰余金	5.00	2025年3月31日	2025年6月20日
	B種優先株式	2	利益剰余金	0.23	2025年3月31日	2025年6月20日
	C種優先株式	2	利益剰余金	0.20	2025年3月31日	2025年6月20日
	D種優先株式	1	利益剰余金	0.20	2025年3月31日	2025年6月20日
	E種優先株式	1	利益剰余金	0.10	2025年3月31日	2025年6月20日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	133	利益剰余金	5.00	2026年3月31日	2026年6月26日
	B種優先株式	69	利益剰余金	5.31	2026年3月31日	2026年6月26日
	C種優先株式	46	利益剰余金	4.60	2026年3月31日	2026年6月26日
	D種優先株式	23	利益剰余金	4.60	2026年3月31日	2026年6月26日
	E種優先株式	41	利益剰余金	2.30	2026年3月31日	2026年6月26日

（注）2026年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（BBT）」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金預け金勘定	168,160百万円	163,324百万円
定期預け金	△31 "	△51 "
その他の預け金	△1,540 "	△1,370 "
現金及び現金同等物	166,587 "	161,902 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借手側)

重要性に乏しいので記載は省略しております。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
リース料債権部分	8,354	7,940
見積残存価額部分	26	19
受取利息相当額(△)	842	764
リース投資資産	7,538	7,194

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の連結決算日後の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当連結会計年度 (2026年3月31日)	
	リース債権	リース投資資産に係る リース料債権部分	リース債権	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	1,144	2,370	1,261	2,292
1年超2年以内	956	1,873	1,042	1,766
2年超3年以内	755	1,376	794	1,361
3年超4年以内	521	974	572	998
4年超5年以内	289	611	444	554
5年超	160	1,147	194	966
合 計	3,826	8,354	4,310	7,940

2. オペレーティング・リース取引

(借手側)

重要性に乏しいので記載は省略しております。

(貸手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年内	36	35
1年超	34	40
合 計	70	76

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行業務を中心にクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主たる業務である預金業務、貸出業務及び有価証券による運用等において、金利変動及び市場価格の変動を伴う金融資産及び金融負債を有しております。そのため、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金及び国内外の有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、売買目的、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに晒されております。

金融負債は、主として国内のお取引先からの預金であり、予期せぬ資金流出が発生するなどの流動性リスクが存在します。また、そのほかの資金調達については、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合等において必要な資金が確保できない、あるいは、通常よりも高い金利での調達を余儀なくされるといった流動性リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループでは、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など適切な信用リスクの管理を行っております。

与信ポートフォリオについては、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか与信管理部門により行われ、また、定期的にグループリスク管理委員会等に報告しております。

② 市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの3部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため、保有限度枠や損失限度枠等を設定し、遵守状況をモニタリングし、月次でグループリスク管理委員会等に報告しております。

また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行い、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、市場リスク量や損益に与える影響等を試算し、グループリスク管理委員会等において、市場リスク量が自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認しております。

当社グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」です。

当社グループでは、これら金融資産、金融負債についてVaR（観測期間は1年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託は2ヶ月、外国証券・預金・貸出金・政策投資株式・その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

当社グループの市場リスク量は、子銀行であるきらやか銀行及び仙台銀行の市場リスク量を合算した値として管理しており、2026年3月31日における当社グループの市場リスク量は、全体で27,816百万円（前連結会計年度末は△6,014百万円）になります。

なお、市場リスク量算定において、有価証券評価損益と期中の実現損益を合計した額が損となる場合は、当該額をリスク量に加算しております。

また、預金及び貸出金等の金利リスクの影響を受ける金融商品（有価証券を除く）においては、当連結会計年度末現在で指標となる金利が上昇した場合には、全体で価値が高まるため、内部管理上ではリスク量を負の値として計測しております。

有価証券のVaRについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを子銀行毎に実施しており、使用する計測モデルは十分な精度で市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に基づき流動性リスク管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上確保するとともに流動性リスク管理指標を設定し、日々モニタリングしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、コールマネー及び売渡手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券（※1）			
満期保有目的の債券	35,298	33,788	△1,510
その他の有価証券	324,433	324,433	—
(2) 貸出金	1,923,147		
貸倒引当金（※2）	△31,205		
	1,891,942	1,883,306	△8,635
資産計	2,251,674	2,241,528	△10,145
(1) 預金	2,129,922	2,129,540	△381
(2) 譲渡性預金	153,320	153,319	△0
(3) 借入金	82,930	82,888	△42
負債計	2,366,172	2,365,748	△423

（※1）有価証券には「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券（※1）			
満期保有目的の債券	52,239	46,773	△5,465
その他有価証券	294,245	294,245	—
(2) 貸出金	1,941,043		
貸倒引当金（※2）	△27,724		
	1,913,318	1,897,469	△15,849
資産計	2,259,804	2,238,488	△21,315
(1) 預金	2,164,332	2,164,118	△213
(2) 譲渡性預金	121,620	121,625	5
(3) 借入金	70,769	70,772	3
負債計	2,356,721	2,356,516	△205

（※1）有価証券には「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
非上場株式（※1）（※2）	1,527	1,486
組合出資金（※3）	1,359	1,694

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）前連結会計年度において、非上場株式について198百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、非上場株式について35百万円減損処理を行っております。

（※3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	128,644	—	—	—	—	—
有価証券	24,503	37,059	25,197	11,194	9,332	249,028
満期保有目的の債券	3,154	3,670	2,473	—	6,000	23,300
うち国債	—	—	—	—	4,000	23,300
地方債	—	—	—	—	2,000	—
社債	3,154	3,670	2,473	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期 があるもの	21,349	33,389	22,724	11,194	3,332	225,728
うち国債	—	2,000	—	3,300	—	—
地方債	11,164	15,204	7,179	147	122	—
社債	7,993	12,825	14,509	7,747	200	—
その他	2,191	3,359	1,035	—	3,010	225,728
貸出金	395,628	290,014	236,662	164,615	182,038	654,188
合計	548,776	327,074	261,859	175,809	191,370	903,216

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	129,176	—	—	—	—	—
有価証券	22,566	32,651	17,005	12,188	19,567	240,348
満期保有目的の債券	1,596	4,633	2,105	—	14,000	35,300
うち国債	—	—	—	—	12,000	35,300
地方債	—	—	—	—	2,000	—
社債	1,596	4,633	2,105	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期 があるもの	20,969	28,018	14,900	12,188	5,567	205,048
うち国債	—	2,000	—	3,300	—	—
地方債	14,340	5,773	2,357	142	103	—
社債	6,629	18,713	11,671	6,137	400	—
その他	—	1,532	872	2,608	5,063	205,048
貸出金	406,102	285,830	224,579	152,698	183,111	688,722
合計	557,844	318,481	241,584	164,886	202,678	929,071

(注3) 預金、譲渡性預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	2,013,569	82,175	34,173	4	—	—
譲渡性預金	153,320	—	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	—	—	—	—	—	—
借入金	78,200	3,561	1,113	12	18	25
合計	2,245,089	85,736	35,286	16	18	25

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	2,036,565	91,822	35,945	—	—	—
譲渡性預金	121,620	—	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	6,000	—	—	—	—	—
借入金	66,112	3,445	1,161	12	18	19
合計	2,230,297	95,267	37,107	12	18	19

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	5,031	—	—	5,031
地方債	—	33,724	—	33,724
社債	—	26,336	16,128	42,465
株式	5,026	—	—	5,026
その他	1,805	235,035	—	236,841
資産計	11,863	295,097	16,128	323,089

（※） 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は一百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,344百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首 残高	当期の損益又はその他の 包括利益		購入、売却、償還 の純額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなす こととし た額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなさ ないこと とした額	期末 残高	当期の損益に計上した額の うち連結貸借対照表日にお いて保有する投資信託の評 価損益（※1）
	損益に計上 （※1）	その他の 包括利益 に計上 （※2）					
1,319	—	24	—	—	—	1,344	—

（※1） 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

（※2） 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	4,939	—	—	4,939
地方債	—	22,636	—	22,636
社債	—	29,957	12,369	42,326
株式	6,799	41	—	6,841
その他	1,422	214,690	—	216,112
資産計	13,161	267,325	12,369	292,856

（※） 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は一百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,388百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首 残高	当期の損益又はその他の 包括利益		購入、売却、償還 の純額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなす こととし た額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなさ ないこと とした額	期末 残高	当期の損益に計上した額の うち連結貸借対照表日にお いて保有する投資信託の評 価損益（※1）
	損益に計上 （※1）	その他の 包括利益 に計上 （※2）					
1,344	—	44	—	—	—	1,388	—

（※1） 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

（※2） 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	22,729	—	—	22,729
地方債	—	1,921	—	1,921
社債	—	—	9,137	9,137
貸出金	—	—	1,883,306	1,883,306
資産計	22,729	1,921	1,892,443	1,917,094
預金	—	2,129,540	—	2,129,540
譲渡性預金	—	153,319	—	153,319
借入金	—	75,476	7,412	82,888
負債計	—	2,358,336	7,412	2,365,748

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	36,778	—	—	36,778
地方債	—	1,811	—	1,811
社債	—	—	8,184	8,184
貸出金	—	—	1,897,469	1,897,469
資産計	36,778	1,811	1,905,653	1,944,243
預金	—	2,164,118	—	2,164,118
譲渡性預金	—	121,625	—	121,625
借入金	—	63,468	7,303	70,772
負債計	—	2,349,212	7,303	2,356,516

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関又は情報ベンダーから提示された価格などの公表された相場価格のうち、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、内部格付及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーなど第三者から入手した相場価格を利用しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

いずれの時価についても観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル3の時価に分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いているため、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算出しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
其他有価証券				
私募債	割引現在価値法	割引率	△0.06%-0.77%	0.33%

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
其他有価証券				
私募債	割引現在価値法	割引率	△0.14%-1.63%	0.00%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する金融 資産及び金融負債 の評価損益 (※1)
		損益に計上 (※1)	その他の 包括利益 に計上 (※2)					
有価証券								
その他有価 証券								
私募債	19,477	△0	△168	△3,179	—	—	16,128	—

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

	期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する金融 資産及び金融負債 の評価損益 (※1)
		損益に計上 (※1)	その他の 包括利益 に計上 (※2)					
有価証券								
その他有価 証券								
私募債	16,128	△6	49	△3,801	—	—	12,369	—

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク統括部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って同一部門で時価を算定しております。算定された時価は、独立した市場金融部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期経理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、利用されている評価技法及びインプットの確認や月次推移分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットである割引率は、OISなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

前連結会計年度 (2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2026年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	24,000	22,729	△1,271
	地方債	2,000	1,921	△78
	社債	9,297	9,137	△160
	その他	—	—	—
	小計	35,298	33,788	△1,510
合計		35,298	33,788	△1,510

当連結会計年度 (2026年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	41,905	36,778	△5,127
	地方債	2,000	1,811	△188
	社債	8,334	8,184	△150
	その他	—	—	—
	小計	52,239	46,773	△5,465
合計		52,239	46,773	△5,465

3. その他有価証券

前連結会計年度（2025年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,987	2,136	851
	債券	1,699	1,695	4
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,699	1,695	4
	その他	2,225	2,116	109
	小計	6,912	5,948	964
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,039	2,243	△204
	債券	79,522	81,057	△1,534
	国債	5,031	5,292	△261
	地方債	33,724	34,256	△531
	社債	40,766	41,507	△741
	その他	235,959	260,499	△24,539
	小計	317,521	343,799	△26,278
合計		324,433	349,747	△25,314

当連結会計年度（2026年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,139	3,260	1,879
	債券	1,529	1,518	10
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,529	1,518	10
	その他	1,912	1,753	159
	小計	8,581	6,532	2,049
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,701	1,880	△179
	債券	68,374	70,206	△1,832
	国債	4,939	5,293	△353
	地方債	22,636	23,022	△385
	社債	40,797	41,891	△1,093
	その他	215,588	239,221	△23,633
	小計	285,663	311,308	△25,644
合計		294,245	317,840	△23,595

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却原価（百万円）	売却額（百万円）	売却損益（百万円）
社債	74	73	△0
合計	74	73	△0

（売却の理由）買入消却実施のため。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	売却原価（百万円）	売却額（百万円）	売却損益（百万円）
社債	30	29	△0
合計	30	29	△0

（売却の理由）買入消却実施のため。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	1,405	235	18
債券	856	0	0
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	856	0	0
その他	885	34	0
合計	3,146	271	19

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	4,530	749	94
債券	152	0	0
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	152	0	0
その他	7,635	221	14
合計	12,317	971	110

6. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額ははありません。

当連結会計年度における減損処理額は、5百万円（うち、債券5百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	201	△0

当連結会計年度（2026年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	201	0

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	△25,271
その他有価証券	△25,271
その他の金銭の信託	—
（＋）繰延税金資産（又は（△）繰延税金負債）	△8
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△25,279
（△）非支配株主持分相当額	△3
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち 親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△25,283

当連結会計年度（2026年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	△23,245
その他有価証券	△23,245
その他の金銭の信託	—
（＋）繰延税金資産（又は（△）繰延税金負債）	△4
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△23,250
（△）非支配株主持分相当額	△3
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち 親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△23,254

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

株式会社きらやか銀行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度（当該制度は退職給付信託を設定しております。）を設けております。なお、2007年10月1日に、殖産銀行厚生年金基金と山形しあわせ銀行企業年金基金を統合し、新規にきらやか銀行企業年金基金を設立しております。

また、2014年1月1日に、退職給付制度の一部について確定拠出年金制度への移行及び給付利率が市場金利に適用して変動するキャッシュバランス類似型の導入等を致しました。

株式会社仙台銀行は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。本制度は、2010年4月1日付で適格退職年金制度から移行しております。

また、2014年3月25日に、退職給付制度の一部について確定拠出年金制度への移行及び退職給付に付与する利息部分が市場金利に適用して変動するキャッシュバランスプランの導入等を致しました。

なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

一部の連結子会社は、退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	11,707	10,495
勤務費用	421	360
利息費用	19	114
数理計算上の差異の発生額	△750	△255
退職給付の支払額	△936	△928
その他	35	—
退職給付債務の期末残高	10,495	9,785

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
年金資産の期首残高	16,614	16,042
期待運用収益	397	383
数理計算上の差異の発生額	△477	649
事業主からの拠出額	243	199
退職給付の支払額	△735	△759
年金資産の期末残高	16,042	16,515

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	10,348	9,659
年金資産	△16,042	△16,515
非積立型制度の退職給付債務	△5,694	△6,855
	147	126
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△5,546	△6,729

退職給付に係る負債	147	126
退職給付に係る資産	△5,694	△6,855
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△5,546	△6,729

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	421	360
利息費用	19	114
期待運用収益	△397	△383
数理計算上の差異の費用処理額	391	△18
過去勤務費用の費用処理額	△22	△1
臨時に支払った割増退職金	31	25
確定給付制度に係る退職給付費用	443	96

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
過去勤務費用	△22	△1
数理計算上の差異	663	886
合計	640	884

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
未認識過去勤務費用	4	2
未認識数理計算上の差異	492	1,378
合計	496	1,381

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当連結会計年度 (2026年 3 月31日)
債券	46%	45%
生命保険一般勘定	20%	20%
株式	23%	22%
その他	11%	13%
合計	100%	100%

（注）年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度13%、当連結会計年度13%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当連結会計年度 (2026年 3 月31日)
割引率	0.51%又は1.35%	1.35%又は2.33%
長期期待運用収益率	2.00%又は2.50%	2.00%又は2.50%

（注）当連結会計年度の期首時点の計算において適用した連結子会社の株式会社仙台銀行の割引率は0.51%でありましたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を2.33%に変更しております。

3. 確定拠出制度

当社グループの確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度147百万円、当連結会計年度142百万円であります。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	10,041百万円	7,536百万円
税務上の繰越欠損金(注2)	4,517 "	6,658 "
退職給付に係る負債	432 "	438 "
有価証券償却否認額	582 "	466 "
減損損失及び減価償却費の償却超過額	296 "	271 "
その他有価証券評価差額金	7,984 "	7,388 "
その他	1,010 "	1,118 "
繰延税金資産小計	24,867百万円	23,878百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△4,514 "	△6,657 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△18,684 "	△15,657 "
評価性引当額小計	△23,198 "	△22,315 "
繰延税金資産合計	1,668百万円	1,562百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△13百万円	△4百万円
資産除去費用の資産計上額	△11 "	△10 "
退職給付に係る資産	△1,545 "	△1,870 "
時価評価による簿価修正額	△594 "	△576 "
その他	△13 "	△13 "
繰延税金負債合計	△2,178百万円	△2,476百万円
繰延税金資産(負債)の純額(注1)	△509百万円	△913百万円

(注1) 繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産	207百万円	254百万円
繰延税金負債	717 "	1,168 "

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(※1)	—	403	—	—	—	4,114	4,517
評価性引当額	—	△403	—	—	—	△4,110	△4,514
繰延税金資産	—	—	—	—	—	3	3

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2026年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金（※1）	403	—	—	—	965	5,289	6,658
評価性引当額	△403	—	—	—	△965	△5,288	△6,657
繰延税金資産	—	—	—	—	—	0	0

（※1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.58%	30.58%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.99	0.98
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.67	△0.50
住民税均等割等	1.90	1.12
評価性引当額の増減	△62.52	△9.32
繰越欠損金の期限切れ	47.20	—
その他	3.23	0.10
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.70%	22.96%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

営業店舗及び営業店舗用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

物件ごとに使用見込期間を取得から11～50年と見積もり、割引率は使用見込期間に応じて0.01～2.30%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	122百万円	97百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—百万円	0百万円
時の経過による調整額	1百万円	1百万円
資産除去債務の履行による減少額	△25百万円	—百万円
その他増減額（△は減少）	—百万円	—百万円
期末残高	97百万円	99百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
経常収益	38,274	44,080
うち役務取引等収益	6,623	6,478
預金・貸出業務	2,845	3,075
為替業務	1,380	1,391
証券関連業務	244	242
代理業務	214	179
保護預り・貸金庫業務	22	20
保証業務	85	66
投信窓販業務	366	372
保険窓販業務	1,120	743
その他	343	386

(注) 役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に行う対象となっているものであります。

当社グループは、主として国内において、きらやか銀行及び仙台銀行が行う銀行業務を中心に、連結子会社等においてリース業務、クレジットカード業務、コンサルティング業務、ベンチャーキャピタル業務、事務受託業務及びコンピュータシステム開発・保守・運用受託業務等を行っております。

当社グループは、銀行業務は「銀行業」を報告セグメントに、リース業務は「リース業」を報告セグメントとしております。また、連結子会社等が行うクレジットカード業務、コンサルティング業務、ベンチャーキャピタル業務、事務受託業務及びコンピュータシステム開発・保守・運用受託業務等は、その金額の全体に対する重要性を考慮し「その他」に含めております。「銀行業」は主に預金業務、貸出業務、為替業務、有価証券投資業務等を行っており、「リース業」は、主に機械・器具備品等のリース取引を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は経常利益であります。また、セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸 表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経 常収益	31,572	6,221	37,793	675	38,469	△195	38,274
セグメント間の内部 経常収益	59	64	123	750	874	△874	—
計	31,632	6,285	37,917	1,425	39,343	△1,069	38,274
セグメント利益	1,698	396	2,095	36	2,131	△0	2,130
セグメント資産	2,464,810	16,749	2,481,559	24,361	2,505,920	△29,273	2,476,647
セグメント負債	2,385,408	11,348	2,396,756	22,276	2,419,032	△25,055	2,393,977
その他の項目							
減価償却費	1,555	23	1,578	42	1,621	—	1,621
資金運用収益	24,899	1	24,900	106	25,007	△31	24,976
資金調達費用	1,775	93	1,869	10	1,879	△31	1,848
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	478	4	482	18	500	—	500

（注） 1. 一般企業の売上高、受取利息、支払利息に代えて、それぞれ経常収益、資金運用収益、資金調達費用を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、コンサルティング業、ベンチャーキャピタル業、事務受託業及びコンピュータシステム開発・保守・運用受託業等を含んでおります。

3. 調整額は以下の通りです。

（1）セグメント利益の調整額△0百万円は、貸倒引当金戻入の調整です。

（2）セグメント資産の調整額△29,273百万円は、セグメント間消去です。

（3）セグメント負債の調整額△25,055百万円は、セグメント間消去です。

（4）資金運用収益の調整額△31百万円は、セグメント間消去です。

（5）資金調達費用の調整額△31百万円は、セグメント間消去です。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸 表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経 常収益	37,371	6,144	43,516	695	44,212	△131	44,080
セグメント間の内部 経常収益	70	73	144	711	855	△855	—
計	37,442	6,217	43,660	1,406	45,067	△987	44,080
セグメント利益	2,855	250	3,105	54	3,160	△1	3,159
セグメント資産	2,469,753	16,513	2,486,266	20,943	2,507,209	△26,372	2,480,836
セグメント負債	2,384,354	11,847	2,396,202	18,867	2,415,069	△21,977	2,393,092
その他の項目							
減価償却費	1,443	24	1,468	34	1,502	—	1,502
資金運用収益	30,250	1	30,252	113	30,365	△44	30,321
資金調達費用	5,322	124	5,447	14	5,461	△45	5,415
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	727	15	743	12	756	—	756

（注） 1. 一般企業の売上高、受取利息、支払利息に代えて、それぞれ経常収益、資金運用収益、資金調達費用を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、コンサルティング業、ベンチャーキャピタル業、事務受託業及びコンピュータシステム開発・保守・運用受託業等を含んでおります。

3. 調整額は以下の通りです。

（1）セグメント利益の調整額△1百万円は、貸倒引当金戻入の調整です。

（2）セグメント資産の調整額△26,372百万円は、セグメント間消去です。

（3）セグメント負債の調整額△21,977百万円は、セグメント間消去です。

（4）資金運用収益の調整額△44百万円は、セグメント間消去です。

（5）資金調達費用の調整額△45百万円は、セグメント間消去です。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資 業務	役務取引等業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	23,623	1,023	6,623	6,221	782	38,274

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資 業務	役務取引等業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	27,613	2,551	6,478	6,144	1,292	44,080

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	206	—	206	—	206

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	51	—	51	—	51

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
重要な子会社の役員及びその近親者	堀内松子	—	—	不動産賃貸業	—	金銭貸借関係	貸付金の返済 利息の受取	3 0	貸出金	89
重要な子会社の役員及びその近親者	堀内登	—	—	不動産賃貸業	—	金銭貸借関係	貸付金の返済 利息の受取	0 0	貸出金	22
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社ハギワラ (注) 2	宮城県 仙台市 青葉区	15	屋根工事業	—	金銭貸借関係	貸付金の返済 利息の受取	0 0	貸出金	16
重要な子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社五十嵐会計事務所 (注) 3	山形県 米沢市	3	会計事務所	—	金銭貸借関係	貸付金の返済 利息の受取	3 0	貸出金	28

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 融資取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。
2. 株式会社ハギワラは、当社の取締役監査等委員 遠藤宏氏が2024年6月13日に退任したことにより、関連当事者ではなくなっております。なお、取引金額については関連当事者であった期間の取引金額、期末残高については関連当事者に該当しなくなった時点の残高をそれぞれ記載しております。
3. 有限会社五十嵐会計事務所は、重要な連結子会社である株式会社きらやか銀行の社外取締役監査等委員五十嵐正明氏及びその近親者が議決権の過半数を保有しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
重要な子会社の役員及びその近親者	堀内松子	—	—	不動産賃貸業	—	金銭貸借関係	貸付金の返済 利息の受取	3 0	貸出金	86
重要な子会社の役員及びその近親者	堀内登	—	—	不動産賃貸業	—	金銭貸借関係	貸付金の返済 利息の受取	0 0	貸出金	21
重要な子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社五十嵐会計事務所 (注) 2	山形県米沢市	3	会計事務所	—	金銭貸借関係	貸付金の返済 利息の受取	3 0	貸出金	25

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 融資取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。
2. 有限会社五十嵐会計事務所は、重要な連結子会社である株式会社きらやか銀行の社外取締役監査等委員五十嵐正明氏及びその近親者が議決権の過半数を保有しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	166円67銭	350円77銭
1株当たり当期純利益	58円15銭	89円93銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	7円59銭	12円89銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	82,670	87,744
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	78,211	78,377
(うち非支配株主持分) (百万円)	203	198
(うち優先株式発行金額) (百万円)	78,000	78,000
(うち定時株主総会決議による優先配当額) (百万円)	7	179
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	4,458	9,366
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の 数 (千株)	26,751	26,703

2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

前連結会計年度 33千株

当連結会計年度 80千株

3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,563	2,584
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	7	179
うち定時株主総会決議による優先配当額 (百万円)	7	179
うち中間優先配当額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,555	2,405
普通株式の期中平均株式数 (千株)	26,745	26,746
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	7	179
うち定時株主総会決議による優先配当額 (百万円)	7	179
うち中間優先配当額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	178,991	173,692
うち優先株式 (千株)	178,991	173,692
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

4. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

前連結会計年度 40千株

当連結会計年度 37千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	82,930	70,769	0.79	—
借入金	82,930	70,769	0.79	2026年4月～ 2038年10月
1年以内に返済予定のリース債務	6	6	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	16	10	—	2027年4月～ 2028年8月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出（加重平均）しております。

2. リース債務における利息相当額につきましては、利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、平均利率は記載しておりません。

3. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金（百万円）	66,112	2,010	1,435	829	332
リース債務（百万円）	6	7	3	—	—

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(参考)

営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーの発行状況

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が「注記事項（資産除去債務関係）」として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
経常収益（百万円）	21,609	44,080
税金等調整前中間（当期）純利益金額（百万円）	1,706	3,348
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益金額（百万円）	1,482	2,584
1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	55.42	89.93

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 1,027	※1 943
貯蔵品	0	0
前払費用	2	2
未収収益	※1 0	※1 0
未収入金	1	—
その他	7	7
流動資産合計	1,039	954
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	0	16
建設仮勘定	0	—
有形固定資産合計	1	16
無形固定資産		
ソフトウェア	4	33
無形固定資産合計	4	33
投資その他の資産		
関係会社株式	117,032	117,032
敷金	5	5
繰延税金資産	4	4
投資その他の資産合計	117,043	117,043
固定資産合計	117,048	117,093
繰延資産		
株式交付費	18	5
繰延資産合計	18	5
資産の部合計	118,106	118,053
負債の部		
流動負債		
未払金	1	1
未払費用	1	1
未払法人税等	12	8
未払消費税等	4	2
未払配当金	16	11
預り金	0	1
賞与引当金	8	8
流動負債合計	46	35
固定負債		
その他	3	4
固定負債合計	3	4
負債の部合計	49	39

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	28,733	28,733
資本剰余金		
資本準備金	27,233	27,233
その他資本剰余金	60,868	60,868
資本剰余金合計	88,101	88,101
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,300	1,285
利益剰余金合計	1,300	1,285
自己株式	△78	△106
株主資本合計	118,056	118,013
純資産の部合計	118,056	118,013
負債及び純資産の部合計	118,106	118,053

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
営業収益		
手数料収入	※ 1 369	※ 1 355
受取配当金	—	※ 1 110
営業収益合計	369	465
営業費用		
販売費及び一般管理費	※ 1, ※ 2 331	※ 1, ※ 2 333
営業費用合計	331	333
営業利益	37	131
営業外収益		
受取利息	※ 1 0	※ 1 2
受取家賃	※ 1 8	※ 1 8
雑収入	8	6
営業外収益合計	16	17
営業外費用		
株式交付費償却	12	12
雑損失	15	0
営業外費用合計	28	12
経常利益	25	135
税引前当期純利益	25	135
法人税、住民税及び事業税	9	9
法人税等調整額	△0	△0
法人税等合計	9	9
当期純利益	16	126

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金	利益剰余 金合計			
					繰越利益 剰余金				
当期首残高	28,733	27,233	60,868	88,101	1,284	1,284	△88	118,030	118,030
当期変動額									
当期純利益					16	16		16	16
自己株式の取得							△0	△0	△0
自己株式の処分							10	10	10
当期変動額合計	－	－	－	－	16	16	10	26	26
当期末残高	28,733	27,233	60,868	88,101	1,300	1,300	△78	118,056	118,056

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
					繰越利益剰余金				
当期首残高	28, 733	27, 233	60, 868	88, 101	1, 300	1, 300	△78	118, 056	118, 056
当期変動額									
剰余金の配当					△141	△141		△141	△141
当期純利益					126	126		126	126
自己株式の取得							△30	△30	△30
自己株式の処分							2	2	2
当期変動額合計	－	－	－	－	△15	△15	△27	△42	△42
当期末残高	28, 733	27, 233	60, 868	88, 101	1, 285	1, 285	△106	118, 013	118, 013

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 5年～15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費 3年間の均等償却を行っております。

4. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

（追加情報）

（株式給付信託（BBT））

「連結財務諸表」（追加情報）に記載しているため、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026年 3 月 31 日)
現金及び預金	1,027百万円	943百万円
未収収益	0百万円	0百万円

(損益計算書関係)

※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
手数料収入	369百万円	355百万円
受取配当金	－百万円	110百万円
販売費及び一般管理費	124百万円	123百万円
受取利息	0百万円	2百万円
受取家賃	8百万円	8百万円

※ 2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
給与・手当	160百万円	174百万円
外部報酬	64百万円	60百万円
減価償却費	1百万円	2百万円

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がないため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当事業年度 (2026年 3 月31日)
子会社株式	117,032	117,032
合計	117,032	117,032

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
未払金	0百万円	0百万円
未払費用	0 "	0 "
未払事業税	1 "	1 "
賞与引当金	2 "	2 "
繰延税金資産小計	4百万円	4百万円
評価性引当額	－ "	－ "
繰延税金資産合計	4百万円	4百万円
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	－百万円	－百万円
繰延税金資産の純額	4百万円	4百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.58%	30.58%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.17	0.08
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	－	△24.79
住民税均等割等	5.06	0.95
その他	△1.41	0.06
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.40%	6.87%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	—	—	—	28	11	0	16
有形固定資産計	—	—	—	28	11	0	16
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	37	3	2	33
無形固定資産計	—	—	—	37	3	2	33
繰延資産							
株式交付費	38	—	—	38	32	12	5
繰延資産計	38	—	—	38	32	12	5

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	8	8	8	—	8
計	8	8	8	—	8

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 — 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞、仙台市において発行する河北新報および山形市において発行する山形新聞に掲載して行います。 公告掲載URL： https://www.jimoto-hd.co.jp/
株主に対する特典	ありません。

(注) 単元未満株式を有する当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を当社定款で定められております。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第13期）（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

2025年6月18日 関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

2024年6月20日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書

2025年6月13日 関東財務局長に提出。

2025年6月18日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書

2025年7月9日 関東財務局長に提出。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月18日 関東財務局長に提出。

(4) 半期報告書及び確認書

第14期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

2025年11月14日 関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書

2025年6月19日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2025年6月25日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月17日

株式会社じもとホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 臼倉 健 司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 修
業務執行社員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社じもとホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社じもとホールディングス及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に対する貸倒引当金算定の基礎となる債務者区分の判定の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行（以下「子銀行」という。）を連結子会社とする持株会社で、貸出金は主に子銀行において計上されている。子銀行は宮城県及び山形県を主要な営業基盤としており、主な貸出先は中小企業及び個人となっている。 貸出金及びその他の債権の回収可能性は、国内外の景気動向、不動産価格の変動、取引先における経営状況の変動等の予測不能な不確実性の影響を受けるため、貸倒れが発生する可能性がある。このため会社は、将来の貸倒れによる予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上している。 当連結会計年度末の連結貸借対照表における貸倒引当金の計上額は28,799百万円であり、【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4．会計方針に関する事項（5）貸倒引当金の計上基準及び（重要な会計上の見積り）に具体的な計上方法が記載されている。 貸倒引当金は、子銀行が予め定めている自己査定基準及び償却・引当基準に従って算定されるが、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及び将来の業績見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれる。 特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定に当たっては、将来の業績見通しを具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性が、より重要な判定要素となる。 経営改善計画等の合理性及び実現可能性は、債務者を取り巻く経営環境の変化、債務者の事業戦略の成否によって影響を受けるため、見積りの不確実性或経営者の判断に依拠する程度が高い。 したがって、当監査法人は、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定が、見積りの不確実性或経営者の判断に依拠する程度が高く連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があることから、当該債務者区分の判定の妥当性を、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、債務者区分の判定の妥当性を検討するに当たって、主として以下の監査手続を実施した。 ・ 債務者区分の判定及びその基礎となる債務者の財務情報の登録に関連する子銀行の自己査定業務に係るプロセスの内部統制を評価した。 ・ 子銀行が実施した自己査定において債務者区分の判定が適切に実施されたことを検討するため、債務者区分の遷移が貸倒引当金計上額に及ぼす金額的影響に加え、債務者の返済状況、財務内容又は業績悪化の程度等を考慮し、必要と考えられる検証対象先を抽出した。 ・ 信用リスクが高いと想定されるリスクシナリオを特定し、将来の業績見通しの悪化が懸念される債務者を抽出するため、自己査定異常検知ツール（自己査定に係る監査において、債務者の与信情報及び財務情報に基づき、業種、支店、地域などの観点から視覚化して信用リスクの所在を識別するとともに、債務者毎に機械学習を用いた債務者区分推定モデルに基づく債務者区分と子銀行が判定した債務者区分の相違を識別すること等により、検証対象先の抽出を支援するツール）を用いて分析を実施し、その結果を勘案して設定したリスクシナリオに該当する債務者も追加で抽出した。 ・ 債務者の直近の返済状況、財務内容及び業績の実態を把握するため、債務者の事業内容等に関する説明資料、借入及び返済状況に関する資料、実態的な財務内容把握のための調査資料、決算書、試算表等、子銀行の自己査定関連資料一式を閲覧するとともに、必要に応じて、子銀行の融資所管部門に質問を実施した。 ・ 経営改善計画等の合理性及び実現可能性を検討するため、債務者の売上高、売上原価、販売費及び一般管理費など、主要な損益項目について、過去実績からの趨勢分析、過年度の経営改善計画等の達成度合いに基づく見積りの精度の評価等を実施するとともに、子銀行の融資所管部門と計画等の合理性及び実現可能性について議論した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社じもとホールディングスの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社じもとホールディングスが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２． X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月17日

株式会社じもとホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 臼倉 健 司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 修
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社じもとホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社じもとホールディングスの2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

子会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行（以下「子銀行」という。）を子会社とする持株会社であり、子銀行に係る子会社株式117,032百万円は当事業年度末の貸借対照表の資産の部合計の99.1%となっている。なお、子会社株式は貸借対照表の関係会社株式に計上されており、【注記事項】（有価証券関係）に記載されている。 子会社株式の評価基準は【注記事項】（重要な会計方針）1．有価証券の評価基準及び評価方法に記載されており、子会社株式は取得原価をもって貸借対照表に計上されている。子会社株式の減損処理の要否は、子会社の1株当たりの純資産額を基礎として算定された実質価額が取得原価に比べ50%以上低下した場合に実質価額の回復可能性に基づき判定される。 当事業年度末における子会社株式の実質価額は取得原価に比べ50%以上低下していないが、子銀行において純資産の内訳項目であるその他有価証券評価差額金がマイナスとなっており純資産額に影響を及ぼしている。 したがって、当監査法人は、子会社株式が貸借対照表において金額的重要性が高く、子銀行においてその他有価証券評価差額金が純資産額に影響を及ぼしていることから、子会社株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、子会社株式の評価を検討するに当たって、主として以下の監査手続を実施した。 ・ 会社による子会社株式の減損処理の要否の判定を評価するため、各子会社株式の取得原価と実質価額を比較した。 ・ 各子会社株式の実質価額が当該子会社の1株当たりの純資産額を基礎として算定されているかどうか検討した。 ・ 各子会社の純資産額について、会社の連結財務諸表監査において監査手続を実施した当該子会社の財務情報と照合した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家とし

ての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月18日
【会社名】	株式会社じもとホールディングス
【英訳名】	Jimoto Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂爪 敏雄
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長坂爪敏雄は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、経常収益及び総資産を指標とし、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、他の連結子会社5社については、当該指標に関し全体のおおむね95%に入らず、また、質的にも財務報告に対する影響の重要性が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの中核事業は銀行業であることから、重要な事業拠点の選定に際しては、事業規模を測る指標として、経常収益（連結会社間取引消去前）が適切であると判断し、当該指標を用いている。

具体的には、当社グループの全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、全社的な内部統制の評価範囲に含めた各事業拠点の連結会計年度の経常収益の金額が高い拠点から合算していき、連結会計年度の経常収益（連結会社間取引消去前）のおおむね3分の2に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」としている。なお、当社及び連結子会社の事業規模に著しい変化がなく、選定した「重要な事業拠点」の経常収益の合計は全体の85%超を占めており、それ以外の事業拠点は経常収益に占める割合が相対的に小さいことから、引き続き3分の2を量的基準として用いている。

選定した重要な事業拠点はいずれも銀行業であり、預金業務、貸出業務及び有価証券投資業務等を行っており、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として預金、貸出金及び有価証券に至る業務プロセスを評価の対象とした。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス及び企業を取り巻く環境等の変化等により重要な影響を受けた業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。主な業務プロセスは以下のとおり。

貸倒引当金の算定

貸出先の将来の業績の見通し等を踏まえた債務者区分の判定、取引先から差し入れられた担保の価値の評価及び貸倒引当金の算定における見積りや主要な仮定には不確実性が伴う。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月18日
【会社名】	株式会社じもとホールディングス
【英訳名】	Jimoto Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂爪 敏雄
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長坂爪敏雄は、当社の第14期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。